

IX 健康福祉

1. 援 護	197
2. 児 童 福 祉	201
3. 高 齢 者 福 祉	213
4. 障がい者(児)福祉	230
5. 国 民 年 金	237
6. そ の 他 の 福 祉	238
7. 健 康 福 祉 施 設	242
8. 医 療 機 関	245
9. 国民健康保険事業	247



1 援 護

(1) 生活保護

①扶助別年度推移 (年度実績:延人数)

年度	区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	就労自立給付金	進学準備支援金	施設事務費	実世帯人員	保護率%	総額
H30	世帯数	14,265	12,886	394	4,862	15,452	2	289	34	16	4	492	1,459	29.44	
	人 員	17,423	15,637	599	5,056	18,013	2	316	34	16	4	492	1,775	14.24	
	支給額 (千円)	694,587	331,706	6,049	84,876	1,619,820	691	4,103	5,983	1,037	1,000	103,079			2,852,931
R1	世帯数	14,258	13,109	369	4,987	15,713	5	230	35	15	4	492	1,463	29.39	
	人 員	17,451	15,924	611	5,170	18,136	5	261	35	15	4	492	1,772	14.37	
	支給額 (千円)	678,968	343,020	5,552	91,900	1,696,540	1,637	2,577	6,229	714	600	112,334			2,940,071
R2	世帯数	14,206	13,133	376	5,062	15,813	1	218	17	8	2	499	1,486	29.58	
	人 員	17,079	15,740	560	5,250	18,138	1	260	17	8	2	499	1,786	14.62	
	支給額 (千円)	659,326	346,342	5,467	95,298	1,735,340	380	3,724	3,769	398	400	111,445			2,961,889
R3	世帯数	14,456	13,519	334	5,231	16,022	5	118	35	8	2	516	1,487	30.23	
	人 員	17,235	16,055	473	5,431	18,255	5	137	35	8	2	516	1,763	14.56	
	支給額 (千円)	662,527	362,860	4,710	104,300	1,670,366	2,071	1,618	6,305	515	400	115,573			2,931,245
R4	世帯数	14,146	13,405	358	5,339	15,851	0	138	21	8	0	474	1,472	29.50	
	人 員	16,639	15,731	488	5,556	18,053	0	140	21	8	0	474	1,741	14.52	
	支給額 (千円)	652,707	361,905	4,936	104,813	1,679,116		1,789	4,156	440	100	114,297			2,924,259

②保護世帯類型別推移 (停止中のものを除く) (単位:世帯)

年度	単身世帯			2人以上の世帯				計
	高齢者	傷病・障害	その他	高齢者	母子	傷病・障害	その他	
H30	842	255	119	74	32	43	85	1,450
R1	877	237	107	76	33	37	90	1,457
R2	887	225	129	78	38	32	88	1,477
R3	898	223	142	81	35	26	77	1,482
R4	915	200	136	88	36	28	75	1,478

③保護申請件数及び処理推移

年度	申請受理件数		処理件数		未処理
	前年度からの繰越	年度内受理	開始	取下・却下	
H30	13	244	172	69	16
R1	16	247	207	47	9
R2	9	258	204	60	3
R3	3	251	195	57	2
R4	2	262	190	65	6

④保護の開始廃止原因別推移

ア 年度別開始理由別状況

(単位：世帯)

年度	区分	世帯主の傷病	世帯員の傷病	勤労収入の減少	働いていた者の死別・別離・不在	年金仕送り等の減少・喪失	その他	計
H30		18	0	11	7	116	20	172
R1		25	2	17	9	127	27	207
R2		24	2	22	12	113	31	204
R3		23	0	20	4	130	18	195
R4		16	1	25	11	109	28	190

イ 年度別廃止理由別状況

(単位：世帯)

年度	区分	世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	死亡失そう	勤労収入の増加取得	年金仕送り等の増加	施設入所	医療費の他法負担	その他	計
H30		0	0	73	17	3	4	1	62	160
R1		1	0	98	23	13	3	0	63	201
R2		0	0	76	11	21	6	2	73	189
R3		0	0	88	9	5	12	1	78	193
R4		0	0	87	15	6	6	1	64	179

出典：被保護者調査

(2) 就学困難な児童生徒への扶助

①学用品費等(学用品費、校外活動費、新入学用品、通学費、体育実技用具費)

年度	H30		H31		R2		R3		R4	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小学校	1,407	23,156,049	1,349	21,896,772	1,274	20,823,977	1,143	19,568,879	1,258	19,888,794
中学校	1,029	29,627,393	1,011	25,619,981	996	27,448,631	909	26,291,045	868	25,368,704
合計	2,436	52,783,442	2,360	47,516,753	2,270	48,272,608	2,052	45,859,924	2,126	45,257,498

②修学旅行費

年度	H30		H31		R2		R3		R4	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小学校	568	4,526,726	518	5,067,729	358	2,983,605	445	4,575,187	479	4,520,514
中学校	195	12,306,927	179	11,167,159	77	1,522,571	135	4,405,149	237	10,958,664
合計	767	16,554,252	697	16,234,888	435	4,506,176	580	8,980,336	716	15,479,178

③医療費

年度	H30		H31		R2		R3		R4	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小学校	209	1,359,696	6	122,140	7	115,150	3	57,350	2	25,070
中学校	56	535,737	2	35,180	3	47,460	0	0	1	21,630
合計	265	1,895,433	8	157,320	10	162,610	3	57,350	3	46,700

※平成31年度より準要保護者分はこども医療費助成制度に移行

④給食費

年度	H30		H31		R2		R3		R4	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小学校	1,010	45,352,933	979	40,627,934	948	40,521,952	916	41,712,717	918	42,015,971
中学校	566	29,383,888	537	25,627,035	566	28,061,971	549	28,640,265	559	28,462,498
合計	1,576	74,736,821	1,516	66,254,969	1,514	68,583,923	1,465	70,352,982	1,477	70,478,469

(3) 災害援助

①災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

目 的 国の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資する。

対象災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じた被害。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

ア 災害弔慰金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

遺族の範囲及びその順位

(範囲) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡者の死亡当時、死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)とする。

(順位) a 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

b a の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。

c 兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に対象とする。

支給額(死亡者 1 人当たり)

・死亡者が弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500 万円

・その他の場合 250 万円

※ただし、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除する。

イ 災害障害見舞金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

支 給 額 ・当該市民が世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円

・その他の場合 125 万円

ウ 災害援護資金の貸付

貸付対象 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 3 条に掲げる災害により、災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付を行う(所得制限あり)。

貸付金の限度額（1 災害における 1 世帯当たり）

- a 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）及び住居の損害がない場合
150 万円
 - ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合
250 万円
 - ・住居が半壊した場合
270 万円
 - ・住居が全壊した場合
350 万円
- b 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合
150 万円
 - ・住居が半壊した場合
170 万円
 - ・住居が全壊した場合（次の項目に該当する場合を除く）
250 万円
 - ・住居の全体が滅失し、又は流出した場合
350 万円

償還期間 10 年とし、据置期間はうち 3 年

- 利 率
- ・保証人を立てる場合は、無利子とする
 - ・保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、その経過後は延滞の場合を除き年 1%
- （ただし、「八代市災害援護資金貸付金の利子補給補助金交付実施要綱」に基づく利子補給の制度あり。）

②火災等の弔慰金・見舞金

支給対象 市民が、災害（暴風、豪雨等の自然災害又は火災等）により死亡したときに、遺族に対し弔慰金を支給する。また、災害により負傷又は住家が被害を受けたときに見舞金を支給する。ただし、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を受ける災害による被害（重傷に該当するものを除く）のとき、又は八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく弔慰金等の支給を受けたときは支給しない。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

弔慰金・見舞金の金額

被害の区分（程度）		金額
死亡・行方不明	1 人	100,000 円
	同一世帯内で 2 人以上	200,000 円
重傷	1 人	30,000 円
	同一世帯内で 2 人以上	50,000 円
全壊、全焼、流出	1 世帯につき	100,000 円
半壊、半焼	1 世帯につき	50,000 円
床上浸水	1 世帯につき	10,000 円以内

2 児童福祉

(1) 設置状況

①保育所

(令和5年4月1日現在)

区分	名称	所在地	認可年月日	定員	児童数			建築面積	施設の建設	
					3歳未満児	3歳以上児	計			
市	太田郷ひびき保育園	日置町308	S29.3.31	60	19	29	48	697.81	H 8. 3. 4 (改築)	
	高田あけぼの保育園	本野町522	S31.9.1	60	14	24	38	808.10	H13. 3.31 (新築)	
	宮地さくら保育園	宮地町33	S29.4.1	45	2	20	22	712.54	S55. 3.31 (改築)	
	金剛みどり保育園	高植本町1609-2	S28.1.22	60	9	14	23	602.97	H10. 3.27 (")	
	郡築しおかぜ保育園	郡築六番町81-3	S34.4.1	70	17	26	43	658.21	S63. 3.31 (")	
	千丁みどり保育園	千丁町新牟田1357-3	H14.4.1	120	38	63	101	1,403.22	H14. 3.25 (")	
	鏡保育園	鏡町鏡村190-4	S26.6.30	120	31	58	89	969.16	H 6.11 (新築)	
	鏡第二保育園	鏡町芝口1-3	S27.12.20	45	1	14	15	437.23	S53.12 (")	
	下岳保育園	泉町下岳1687	S54.4.1	45	0	7	7	300.00	S54. 4 (")	
	小計	9園		625	131	255	386			
	私立	白鷺保育園	本町二丁目3-46	S25.10.1	80	22	41	63	499.96	H 5.11.30 (改築)
		昭和保育園	昭和明徴町834-7	S35.5.10	40	14	21	35	569.50	S60. 2.15 (")
		くおん保育園	上片町1549-1	S37.3.31	90	27	52	79	732.76	H16. 3.31 (増築)
		みずほ保育園	日奈久大坪町3680-1	S37.11.1	70	36	39	75	605.32	H25. 6.23 (改築)
二見中央保育園		二見下大野町131	S38.4.1	30	12	17	29	582.51	H22.11.21 (大規模修繕)	
高田東部保育園		豊原上町2920-2-4	S39.4.1	120	38	56	94	725.03	H 5. 3.20 (新築)	
夕葉保育園		若草町3-5	S42.5.1	70	33	40	73	667.34	H16. 2. 1 (改築)	
いずみ保育園		植柳元町5940	S43.5.1	90	31	50	81	352.76	H20. 3.27 (")	
ゆかり乳児保育園		八幡町1-51-2	S44.5.1	70	24	39	63	553.00	H18. 9.30 (")	
かたち保育園		萩原町一丁目7-36	S44.10.1	40	16	23	39	701.22	H14. 3.15 (")	
立	やすらぎ保育園	古城町2264-3	S45.3.31	60	23	37	60	542.01	H16. 3.25 (")	
	キューピー保育園	迎町二丁目13-7	S46.2.22	50	22	20	42	651.14	H13.12.25 (")	

区分	名称	所在地	認可年月日	定員	児童数			建築面積	施設の建設
					3歳未満児	3歳以上児	計		
私立	たから保育園	清水町4-7	S46.4.1	100	44	62	106	828.91	H15.3.14(改築)
	杉の実保育園	井揚町2274	S46.4.1	100	39	58	97	585.70	H27.3.13(〃)
	和晃保育園	千丁町古閑出2211-3	S47.3.31	60	24	26	50	382.25	H12.4.5(〃)
	つるまる保育園	横手町1648-1	S47.4.19	140	57	67	124	1,133.15	H10.4.1(〃)
	しらぬい保育園	高小原町1507-1	S47.5.1	120	52	84	136	785.20	H16.4.1(増築)
	八代白梅保育園	千反町一丁目3-3	S48.5.1	50	17	28	45	567.34	H15.2.28(改築)
	八代双葉保育園	松崎町453-4	S48.7.1	90	41	41	82	453.57	H8.3.31(大規模修繕)
	八代つくし保育園	高下西町2283	S49.4.1	130	51	74	125	873.80	H12.3.24(改築)
	八代ひまわり保育園	井上町330	S49.4.1	90	35	53	88	605.29	H8.4.1(〃)
	天真保育園	日奈久上西町372-4	S49.6.1	40	11	18	29	313.00	S49.6.1(新築)
	わかみや保育園	古閑中町1356	S50.4.1	90	47	50	97	578.28	H15.3(改築)
	パソビ保育園	西宮町1452	S50.4.1	70	16	39	55	538.74	H12.3(〃)
	光嶺保育園	二見本町982	S51.4.1	20	3	14	17	404.84	H11.3.10(〃)
	海士江保育園	海士江町3428	S52.4.2	120	45	61	106	522.90	H11.9.1(〃)
	パール保育園	築添町1625-1	S54.4.1	80	30	45	75	383.74	S54.4.1(新築)
	わらび保育園	田中西町14-10	S54.4.1	130	46	73	119	761.33	H24.5(新築)
	あげまち保育園	揚町35-2	S54.4.1	90	33	50	83	923.64	H29.3.31(改築)
	ひかり夜間保育園	新地町1-27-4	H14.3.22	20	9	9	18	293.26	H14.4.1(〃)
	白島ざんが保育園	郡築二番町110-3	R2.4.1	35	10	17	27	460.03	S51.2.24(改築)
	若葉保育園	鏡町下有佐252	S26.6.1	70	25	40	65	426.91	S47.3.11(〃)
	太陽保育園	東陽町南3100-1	S28.5.1	30	10	16	26	397.21	H28.3.15(改築)
	河俣保育園	東陽町河俣2620	R5.4.1	20	7	10	17	289.23	H8.3(新築)
	真愛保育園	坂本町巨漕来上2718-1	S34.11.1	20	7	12	19	360.00	H27.2.28(大規模修繕)
	文政保育園	鏡町両出65-2	S43.4.1	100	39	59	98	673.21	H3.5.25(新築)
	かわたけ保育園	宮地町2000	S43.5.1	60	20	31	51	950.00	R4.7.1(改築)
	あさひ森の保育園	坂本町鶴喰2226-1	S48.12.26	40	11	25	36	685.87	R3.8.28(改築)
わかあゆ保育園	大村町3916	S55.2.20	50	23	26	49	662.48	R5.1.6(改築)	
鏡しらぬい保育園	鏡町内田742-12	S58.3.5	55	30	22	52	743.96	R3.5.29(改築)	
有佐保育園	鏡町中島1344	H17.4.1	70	22	45	67	404.25	S61.3.31(新築)	
文政第二保育園	鏡町貝洲809-1	H17.4.1	60	18	37	55	741.68	H31.3.31(改築)	
北新地海音保育園	鏡町北新地709-3	H27.4.1	60	23	36	59	667.42	R5.4.1(増築)	
小計	43園		3,020	1,143	1,663	2,806			
合計	52園		3,645	1,274	1,918	3,192			

②施設型（認定こども園・幼稚園）

（令和5年4月1日現在）

区分	名称	所在地	認可 年月日	定員	児童数			建築 面積	運営形態
					3歳 未満児	3歳 以上児	計		
私立	聖愛幼稚園	袋町5-1	H26.4.1	60	人 14	人 36	人 50	m ² 670.53	幼保連携型認定こども園
	八代ひかり 保育園	新地町1-18	H30.4.1	255	85	122	207	1266.44	保育所型認定こども園
	八千把 こども園	上野町1268-2	H31.4.1	195	47	112	159	957.53	保育所型認定こども園
	松寿幼稚園	郡築八番町45-4	H29.4.1	45	0	27	27	605.14	幼稚園
	あけぼの 保育園	千丁町新牟田 141-1	R2.4.1	115	39	67	106	405.00	保育所型認定こども園
	ひので 保育園	三江湖町1427-14	R4.4.1	165	57	79	136	846.20	保育所型認定こども園

③地域型保育施設

（令和5年4月1日現在）

区分	名称	所在地	認可 年月日	定員	児童数				建築 面積	運営形態
					0歳児	1歳児	2歳児	計		
私立	ありんこ園	妙見町2377-3	H27.3.31	12	人 2	人 2	人 5	人 9	m ² 309.31	小規模保育事業A型
	リス託児所	郡築八番町45-4	H27.3.31	18	1	5	10	16	58.55	〃
	プチとまと	郡築一番町179	H27.3.31	8	0	1	0	1	70.20	事業所内保育事業

（2）保育料

①令和5年度八代市保育所利用者負担額（保育料）表

（単位：円）

階層区分		定義	3歳未満児(月額)		3歳以上児(月額)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1		生活保護法による 被保護世帯等	0	0	0	0
非課税 市民税 世帯	第2-1	市民税非課税世帯 (母子・父子・障害者等の世帯)	0	0	0	0
	第2-2	市民税非課税世帯 (第1階層及び第2-1階層を除く)	0	0	0	0
市民税 課税 世帯	第3-1	市民税均等割のみ課税世帯	12,000 (6,000)	11,800 (5,900)	0	0
	第3-2	市民税所得割 48,600円未満	13,000 (6,500)	12,800 (6,400)	0	0
	第4-1	48,600円以上 72,800円未満	19,000 (9,500)	18,700 (9,350)	0	0
	第4-2	72,800円以上 97,000円未満	22,000 (11,000)	21,600 (10,800)	0	0
	第5-1	97,000円以上 133,000円未満	28,000 (14,000)	27,500 (13,750)	0	0
	第5-2	133,000円以上 169,000円未満	31,000 (15,500)	30,500 (15,250)	0	0
第6-1	169,000円以上 235,000円未満	35,000 (17,500)	34,400 (17,200)	0	0	

第 6-2	235,000 円以上 301,000 円未満	36,000 (18,000)	35,400 (17,700)	0	0
第 7-1	301,000 円以上 349,000 円未満	38,000 (19,000)	37,400 (18,700)	0	0
第 7-2	349,000 円以上 397,000 円未満	40,000 (20,000)	39,300 (19,650)	0	0
第 8	397,000 円以上	43,000 (21,500)	42,300 (21,150)	0	0

上段：下表①の児童、下段：下表②の児童

②利用者負担額の軽減措置

- ア 国の徴収金基準額より軽減をして、利用者負担額を設定している。
 イ 同一世帯から 2 人以上の児童が同時に保育所に入所している場合、または同一世帯から兄弟が幼稚園や認定こども園等に入園している場合の保育料の軽減

①最も年齢の高い児童	軽減なし
②2 番目に年齢の高い児童	半額
①及び②以外の児童	無料

- ウ 生計を同一にする 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもが 3 人以上で、かつ、第 3 子以降は無料になる。
 エ 階層区分は、4～8 月までは入所児童と同居している父母及び家計の主宰者の令和 3 年度市民税額、9～3 月は令和 4 年度市民税額に応じて階層を決定する。
 なお、年度途中において世帯構成や課税内容に変更があった場合は、届出が必要。世帯構成の変更については、その事実が分かった日の属する月の翌月から変更することがある。
 オ 年齢区分は、4 月 1 日現在の満年齢で決定する。
 カ 平成 28 年度から収入約 360 万円未満のひとり親等世帯・多子世帯については、保育料の減額措置が講じられる。
 キ 平成 29 年度から市民税非課税世帯の第二子については無料、収入約 360 万円未満のひとり親等世帯の第一子については、2-2 階層の保育料へと減額措置が講じられる。

※年収 360 万円未満

- ┌ 二人親世帯：市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満
- └ ひとり親等世帯：市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満
- ・ひとり親等世帯 第一子：2-2 階層、第二子：無料
- ・多子世帯 第一子：全額、第二子：半額、第三子：無料

- ク 3 歳以上（4 月 1 日現在）は、利用者負担額は無料
 ケ 令和 5 年 9 月 1 日より、0～2 歳児（4 月 1 日現在）についても、利用者負担額は無料

(3) こども医療費の助成

目 的	本市に居住する子どもの健康の保持と増進を図ることを目的とする。
事業内容	子どもの医療費の全部または一部を助成する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（平成 31 年 3 月 22 日一部改正）
対 象 者	本市に居住し住民登録をしている者で満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
助 成 額	医療費（通院及び入院に要した費用）の一部負担金の額（附加給付等がある場合はそれを控除した額）。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。
支 払 時 期	①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口へ提出した場合 受診月の翌々月の 25 日 ②市役所本庁及び支所担当窓口へ提出した場合 18 日までの提出分 翌月の 25 日 19 日以後の提出分 翌々月の 25 日
申 請 期 限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1 年以内

事業費	令和5年度 508,131千円
財源内訳	県 68,998千円 基金 423,080円 市 16,053千円
	※県補助の対象は、4歳未満の乳幼児及び多子世帯(18歳未満の児童が3人以上いる世帯)において年齢が満4歳から満6歳到達後最初の3月31日までの間にある者に要した医療費の一部負担金の額
R4年度実績	延べ 257,882件 498,411千円

(4) 養育医療の給付

目的	身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)に対し、生後速やかに適切な処置を講ずるために必要な医療を給付する。
施行年月日	平成25年4月1日(平成31年3月18日一部改正)
対象者	出生時体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟なまま出生した1歳未満の乳児
事業内容	指定医療機関における保険診療による入院医療費の自己負担分を助成する。
支給額	入院に要した医療費の一部負担金を控除した額
一部負担金	世帯の所得に応じて費用の一部負担があるが、その分はこども医療費助成の助成対象となる。
事業費	令和5年度 10,770千円
財源内訳	国(1/2) 県(1/4) 市(1/4)
R4年度実績	延べ 75件 10,278千円

(5) ひとり親家庭等医療費の助成

目的	本市に居住するひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
事業内容	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成する。
施行年月日	平成17年8月1日(令和元年5月23日一部改正)
対象者	母子家庭の母及びその者が扶養している児童 父子家庭の父及びその者が扶養している児童 父母のない児童 ※対象となる児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 ※母子家庭の母又は父子家庭の父とは、20歳未満の児童を扶養している者をいう。
助成額	医療費(通院及び入院に要した費用)の一部負担金の額(附加給付等がある場合はそれを控除した額)の3分の2を助成する。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。
支払時期	①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口へ提出した場合 受診月の翌々月の20日 ②市役所本庁及び支所担当窓口へ提出した場合 18日までの提出分 翌月の20日 19日以後の提出分 翌々月の20日
申請期限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1年以内
事業費	令和5年度 23,647千円
財源内訳	県(1/2) 市(1/2)
R4年度実績	延べ 12,879件 24,772千円

(6) 児童手当

目的	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	
事業内容	児童を監護及び養育する保護者に対し、手当を支給する。	
施行年月日	平成24年4月1日（令和4年5月9日一部改正）	
対象者	0歳から中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）の児童を養育している者	
支給額（月額）	0～3歳児未満	15,000円
	3歳以上～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
	”（第3子以降）	15,000円
	中学生	10,000円
	特例給付（受給者の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満）	
	0歳～中学生	5,000円
支払時期	6月、10月、2月に、それぞれの前月分までを支給する。	
	事業費	令和5年度 1,787,065千円
財源内訳	国 1,238,468千円 県 274,298千円 市 274,299千円	
	R4年度実績	延べ161,431件 1,809,780千円

(7) 児童扶養手当

目的	父母の離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る。
事業内容	児童を監護及び養育するひとり親家庭の父母等に対し、手当を支給する。
対象者	次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で、政令で定める程度の障がいの状態にある者を監護している母、または監護し生計を同じくする父、並びに父母にかわってその児童を養育している者（いずれの場合も国籍は問わない） ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある児童 ④父または母の生死が1年以上明らかでない児童 ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童 ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

支給額 (令和5年4月分から)

区分	全部支給	一部支給
児童1人	月額44,140円	月額44,130円～10,410円
” 2人	10,420円加算	10,410円～5,210円加算
” 3人目以降	6,250円加算	6,240円～3,130円加算

支給制限 手当を受ける者及び扶養義務者または配偶者の前年の所得が下記表の扶養親族等の数による所得制限限度額以上ある場合は、その年度（11月分から翌年10月分まで）は、手当の全部又は一部が支給停止される。

児童扶養手当所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給者本人		配偶者扶養義務者
	全部	一部	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円

支払時期 奇数月にそれぞれ前月分までを支給する。

事業費 令和5年度 695,414千円

財源内訳 国(1/3) 市(2/3)

R4年度実績 受給者 1,277人 682,199千円

(8) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

目的 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利となり、かつ生活の安定につながる資格取得を促進することを目的とする。

事業内容 資格取得の訓練期間中の一定期間において給付金を支給する。

施行年月日 平成17年8月1日(令和元年8月19日一部改正)

対象者 本市に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当し、対象資格を取得するために修業している人

- ①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準であること
- ②対象資格の養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
- ④訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと(特に必要と認められる場合を除く)
- ⑤訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付金等の支給を受けていないこと

※仕事をしながらの通信制も対象

対象資格 看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 理容師 美容師
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 栄養士 保健師 助産師
准看護師 歯科衛生士 診療放射線技師 診療エックス線技師 歯科技
工士 臨床検査技師 調理師 製菓衛生士 柔道整復師 視能訓練士
社会福祉士 精神保健福祉士 言語聴覚士 管理栄養士 医師 歯科医
師 薬剤師 臨床工学技士 義肢装具士 救急救命士

支給期間 修業期間のうち上限は4年間

支給額 市町村民税非課税世帯は月額10万円、同課税世帯は月額7万500円とし、原則として申請のあった日の属する月分から支給するほか、養成機関での課程修了者には修了一時金(市町村民税非課税世帯は5万円、同課税世帯は2万5000円)が支給される。(平成25年4月1日改正)

養成機関における修業の最後の1年間(12月間)については支給月額に4万円を加算する。

事業費 令和5年度 19,651千円

財源内訳 国(3/4) 市(1/4)

R4年度実績 17,856千円

(9) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

目 的	母子家庭の母又は父子家庭の父の主體的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭の自立促進を図る。
事業内容	対象講座の受講のための費用を支給する。
施行年月日	平成17年8月1日（令和元年8月19日一部改正）
対象者	市内に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当する人 ①児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること ②支給を受けようとする人の就業経験、技能、資格の取得状況又は労働市場の状況などから判断して講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること ③過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く）
対象講座	①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 ②雇用保険制度の特定一般教育訓練給付の指定講座 ③雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座 ④前号に掲げるものに準じ、熊本県知事が別に指定する講座
支給額	対象講座の受講のために支払った費用の6割に相当する額。 ただし、上限は20万円、下限は12千円とする。 ※雇用保険の受給資格があり、雇用保険の一般教育訓練給付の支給を受ける者に対しては、自立支援教育訓練給付金との差額を支給する。（平成29年4月1日改正） 専門実践教育訓練給付の指定講座で複数年間にわたり受講する場合は、支給額について40万円（年額上限）×修業年数とする。（上限160万円）
事業費	令和5年度 1,525千円
財源内訳	国（3/4） 市（1/4）
R4年度実績	93千円

(10) ひとり親家庭等日常生活支援事業

目 的	母子家庭、父子家庭及び寡婦の人の生活援助や子育て支援を図ることを目的とする。
事業内容	母子家庭、父子家庭及び寡婦の人が修学等の自立に必要な事由や病気などにより、一時的に介護・保育のサービス等で日常生活に支障が生じた場合や、母子・父子家庭になって間がなく生活が不安定な場合などに家庭生活支援員を派遣する。
施行年月日	平成17年8月1日（令和2年5月8日一部改正）
対象世帯	対象となるひとり親家庭等とは、本市に住所を有し、次に該当する人 ①技能習得のための通学もしくは就職活動などの自立促進に必要な事由、または疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭 ②ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が急変し、日常生活を営むのに支障が生じている家庭 ③乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなるなどの場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的な生活援助、保育サービスが必要な家庭
支給内容	生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（利用者の居宅） 子育て支援は、保育サービス及びこれに附帯する便宜（支援員の居宅等）

利用者負担

利用世帯区分	利用者負担額（1時間当たり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯 市県民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
前記以外の世帯	150円	300円

事業費 令和5年度 142千円
 財源内訳 県(3/4) 市(1/4)
 R4年度実績 0千円

(11) 地域子育て支援センター事業

目的 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て支援機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実に図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

事業内容 ①子育て親子の交流の場の提供と交流と促進
 ②子育て等に関する相談、援助の実施
 ③地域の子育て関連情報の提供
 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
 ⑤地域支援活動の実施

実施年月日 平成17年8月1日
 実施施設 6カ所（高田東部保育園、ひので保育園、しらぬい保育園、八代ひまわり保育園、千丁みどり保育園、文政保育園）

事業費 令和5年度 42,266千円
 財源内訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
 R4年度実績 42,253千円

(12) 病児・病後児保育事業

目的 保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

事業内容 保護者の勤務等の都合により、病気また病気回復期にある児童（医師の診察により入院その他専門的、かつ濃密な医療の必要はないが、保育所等における日常の保育、集団生活が困難と認められる児童）の養育が家庭で困難な場合に、看護師・保育士等の連携のもと預かる。

実施年月日 平成17年8月1日
 対象児童 0歳～小学生まで
 実施施設 3カ所
 「キッズルーム」八代乳児院内子育て支援棟、
 「キッズケアホーム」横手新町谷口ハイツ201、
 「病児・病後児ハウスひかり」八代ひかり保育園横

※令和元年4月から、氷川町に「八代北部地域医療センター 病児・病後児保育室「ハグ・くむ」」が開設（氷川町・八代市で相互利用）

利用者負担 生活保護世帯 無料
 市民税非課税世帯 1,000円/人
 それ以外の世帯 2,000円/人

事業費 ※連続して利用する場合、2日目以降 1,000円/人
 令和5年度 25,724千円
 財源内訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
 R4年度実績 20,573千円

(13) 子育て短期支援事業

目的 一時的に養育困難となった家庭の児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
 事業内容 一時的に養育困難となった家庭の児童を児童養護施設や乳児院等において、一定期間、養育・保護を行う。
 ①ショートステイ
 ②トワイライトステイ（平日の夜間または休日）

実施年月日 平成17年8月1日
 対象児童 0歳～18歳まで
 実施施設 2カ所（八代ナザレ園、八代乳児院）※里親委託あり（ショートステイのみ）

利用者負担

区分	ショートステイ	トワイライトステイ	
		夜間 17:00～22:00	休日 8:00～17:00
生活保護世帯	2歳未満児	0円	0円
	2歳以上児	0円	
市県民税非課税世帯 またはひとり親世帯	2歳未満児	1,100円	300円
	2歳以上児	1,000円	
一般世帯	2歳未満児	5,000円	750円
	2歳以上児	2,750円	

事業費 令和5年度 497千円
 財源内訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
 R4年度実績 138千円

(14) 放課後児童健全育成事業

目的 昼間保護者のいない家庭の小学校児童の健全育成を図ることを目的とする。
 事業内容 放課後児童クラブを設置運営する社会福祉法人や保護者会等に事業委託を行い、児童に対し、担当の指導者による、身近な社会資源を利用した育成・指導や、遊びを提供することにより、健全な育成や発達を助長する。

実施年月日 平成17年8月1日
 対象児童 小学校の児童
 委託料 開設日数及び児童数により変動
 （例：250日、36～45人の場合、4,676,000円）
 ※開所日数加算、長時間開所加算、障害児受入推進費等あり
 ※その他、補助事業あり（放課後児童支援員等処遇改善等事業、障害児受入強化推進事業、小規模放課後児童クラブ支援事業、放課後児童クラブ送迎支援事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇事業、放課後児童支援員等処遇改善事業〔月額9,000円相当賃金改善〕）

実施クラブ 34クラブ
 事業費 令和5年度 343,399千円
 財源内訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
 R4年度実績 300,236千円

(15) こどもプラザ事業

目 的	気軽に利用できる子育て支援の拠点整備と地域住民による主体的な子育て支援の促進を目的とする。
事業内容	地域子育て支援拠点事業 主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談・援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施年月日	平成19年9月3日
設置場所	こどもプラザすくすく（マックスバリュー八代店2階） こどもプラザわくわく（イオン八代店2階）
開設日	こどもプラザすくすく 10：00～16：00（月・火・水・金） こどもプラザわくわく 10：00～16：00（月・火・水・木・金）
事業費	令和5年度 15,763千円
財源内訳	国（1/3） 県（1/3） 市（1/3）
R4年度実績	16,017千円

(16) 子育て相談事業

目 的	子育て親子や妊娠している方が、その選択に基づき、多様な教育・保育施設、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、身近な場所に利用者支援専門員を配置し、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
実施年月日	平成27年8月3日
設置場所	こどもプラザわくわく内（イオン八代店2階）
開設日	10：00～16：00（月・火・水・木・金）
事業費	令和5年度 2,707千円
財源内訳	国（2/3） 県（1/6） 市（1/6）
R4年度実績	2,690千円

(17) ファミリー・サポート・センター事業

目 的	地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員として組織化し、相互に援助を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立し安心して働くことができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
事業内容	地域において育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、相互に助け合う会員組織。
実施年月日	平成19年9月3日
設置場所	八代市役所こども未来課内
事業費	令和5年度 2,862千円
財源内訳	国（1/3） 県（1/3） 市（1/3）
R4年度実績	1,864千円

(18) 児童福祉施設

施設名	経営主体	住所	設置年	入所定員
八代ナザレ園	社会福祉法人 八代ナザレ園	竹原町 1447	明治 33 年	36 人
八代乳児院	社会福祉法人 八代児童福祉会	郡築 12 番町 71-2	昭和 52 年	15 人

(19) 出産祝い金支給事業

目 的	市の次世代を担う子どもの出生を祝福するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成に資することを目的とする。		
事業内容	次のいずれにも該当するものに祝い金を支給する。 (1) 出産をした者又はその配偶者等、対象新生児を監護・養育している者。 (2) 出産をした日において八代市に住民登録があり、かつ申請日までの間、市に住民登録があること。ただし、出産の日から申請日までの間に、支給の対象となる新生児が支給対象者と同一世帯に属していない期間がある場合（新生児が出生の翌日以降に死亡した場合、児童福祉法により施設入所等の措置が行われた場合を除く。）は支給しない。 (3) 申請以後1年以上、本市に居住の意思があること。		
支給額	第1子	3万円	
	第2子	5万円	
	第3子以降	10万円	
実施年月日	令和4年4月1日		
事業費	令和5年度	40,850千円	
財源内訳	市(10/10)		
R4年度実績	第1子	223件	
	第2子	228件	
	第3子以降	198件	
	合計	649件	37,890千円

3 高齢者福祉

(1) 高齢者及び障害者住宅改造助成事業

- 目的 在宅の要介護等高齢者、重度身体障がい者（児）又は知的障がい者（児）がいる世帯に対し、要介護高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的として行われる改造に必要な経費について助成する。
- 施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日
- 助成対象 次の各号の条件に該当する者
- ①本市に継続して 2 年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者
- ②次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者
- ア 事業実施年度の 4 月 1 日時点で 65 歳以上の高齢者であって、介護保険要介護認定・要支援認定を受けた者
- イ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する者（児）
- ウ 療育手帳 A1 又は A2 を所持する者（児）
- ③当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7 万円以下の世帯に属する者
- 助成の対象となる軽費 玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所など在宅の要介護高齢者等が利用する部分を、当該要介護高齢者等が利用しやすく改造するために要する経費。なお、新築、増築及び改築は助成対象外。
ただし、改造を行うときに増築又は改築を伴うことがやむを得ないと認められる場合は、その範囲内で改造に要する経費を助成の対象とする。
- 助成額 助成対象限度額 50 万円（高齢者）
助成対象限度額 70 万円（障がい者）

改造実施者の属する世帯の階層区分		助成率
A	生活保護法による被保護世帯	3 分の 3
B	世帯の生計中心者の当該年度分の市民税が非課税の世帯	3 分の 3
C	A、B 階層を除き、世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が 7 万円以下の世帯	3 分の 2

R4 年度実績 高齢者 件数 0 件 (3 分の 3) 助成金額 0 円
障がい者 件数 3 件 (3 分の 3 : 2 件 3 分の 2 : 1 件)
助成金額 1,323,000 円

(2) 後期高齢者医療制度

目 的 高齢者医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上及び65歳以上で一定の障害がある人を対象に創設された他の保険から独立した医療制度。県内全市町村が加入する「熊本県後期高齢者医療広域連合」が主体となり制度を運営する。

施行年月日 平成20年4月1日

対 象 者 県内に住所を有する75歳以上の人及び65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合が認定した人。八代市：22,851人(R5.3.31現在)

事業内容

①市町村と広域連合の役割

- 【市町村】
- ・被保険者の加入・脱退届等の受付
 - ・被保険者証の引き渡し
 - ・保険料納期の決定
 - ・保険料収納関係及び滞納処分
 - ・保険料減免申請等の受付
 - ・限度額適用・標準負担額減額認定証の交付
 - ・療養費関係支給申請書及び届出等の受付
 - ・葬祭費支給申請書の受付
- 【広域連合】
- ・被保険者資格の認定・管理
 - ・被保険者証の交付
 - ・保険料率・保険料額等の決定
 - ・給付に関する決定及び支給
 - ・保健事業関係の実施
 - ・その他、後期高齢者医療制度の施行に関する事務

②保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる「均等割額」と、被保険者の所得に応じて算定する「所得割額」を合わせた金額となる。賦課限度額 66万円

ア 熊本県の均一保険料（令和5年度）

均等割額 54,000円 所得割率 10.26%

イ 軽減措置

- a 令和5年度は、世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」が7割、5割、2割軽減される。
- b 健保組合や船員保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者は、激変緩和の観点から、「所得割額」は課されず、資格取得から2年間に限り、均等割額は5割軽減される。

③受けられる給付

ア 病気やけがの治療を受けたとき(療養の給付)

被保険者は、病気やけがで医療機関を利用したときは、医療費の1割（一般Ⅱは2割、現役並み所得者は3割）を自己負担する。※2割は令和4年10月から。

イ 入院したときの食事代(入院時食事療養費)

被保険者は、入院したときの食事代のうち、国が定めた費用を自己負担する。

ウ 療養病床に入院したときの食事代・居住費(入院時生活療養費)

被保険者は、療養病床に入院したときの食事代と居住費のうち、国が定めた費用を自己負担する。

エ 1カ月に支払った自己負担が高額になったとき(高額療養費)

被保険者は、1カ月に支払った医療費が、国が定めた限度額を超えたときは、限度額を超えた分を高額療養費として受給できる。

自己負担限度額(高額療養費)

負担割合	負担区分	外来の限度額	入院及び世帯の限度額
3割負担	住民税課税所得 690万円以上	252,600円+(かかった医療費-842,000円) ×1% [140,100円] ※2	
	住民税課税所得 380万円以上	167,400円+(かかった医療費-558,000円) ×1% [93,000円] ※2	
	住民税課税所得 145万円以上	80,100円+(かかった医療費-267,000円) ×1% [44,400円] ※2	
2割負担	一般Ⅱ (令和4年10月から)	18,000円※1 または(6000円+(医療費-30,000円)× 10%)の低い方を適用	57,600円 [44,400円] ※2
1割負担	一般Ⅰ	18,000円※1	
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

※1 1年間(8月~翌年7月)の外来の自己負担額の上限額は144,000円です。

※2 []内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

オ 1年間に支払った自己負担が高額になったとき(高額介護合算療養費)

被保険者は、1年間に支払った医療費と介護保険サービスの利用料の合計額が、国が定めた限度額を超えたときは、市町村窓口に申請し、認められると限度額を超えた分を高額介護合算療養費として受給できる。

自己負担限度額(高額介護合算療養費)

負担割合	負担区分	年額(R4.8~R5.7)
3割負担	住民税課税所得690万円以上	212万円
	住民税課税所得380万円以上	141万円
	住民税課税所得145万円以上	67万円
2割負担	一般Ⅱ	56万円
	一般Ⅰ	
1割負担	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円※

※低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

- カ 訪問看護を利用したとき(訪問看護療養費)
被保険者は、医師の指示で訪問看護を利用したときは、費用の1割(一般Ⅱは2割、現役並み所得者は3割)を自己負担する。※2割は令和4年10月から。
- キ やむをえず全額自己負担したとき(療養費)
急病などで保険証を持たずに医療機関にかかったときや医師の指示によりコルセット等を装着したときなどは、被保険者が全額支払い、後から市町村窓口申請し、認められると自己負担額を除いた分を療養費として受給できる。
- ク 被保険者が死亡したとき(葬祭費)
葬祭を行った者に対して葬祭費 2万円が支給される。

事業運営年度推移（実績）

（金額単位：財政状況・千円）

項 目		年 度		H29	H30	R1	R2	R3	
被 保 険 者 数（年間平均・人）				22,603	22,702	22,839	22,684	22,480	
人 口（年間平均・人）				129,060	128,016	126,821	125,527	124,154	
加 入 率	対 人 口 比（%）			17.5	17.7	18.0	18.1	18.1	
賦 課 限 度 額	保 險 料 率	所 得 割 率（%）		9.26	9.26	9.26	9.95	9.95	
		均 等 割 額（円）		47,900	47,900	47,900	50,600	50,600	
調定額（現年度分）（千円）				1,067,237	1,110,429	1,181,749	1,291,700	1,297,488	
一人当たりの調定額（現年度分）（円）				47,217	48,913	51,743	56,943	57,717	
賦 課 限 度 額（円）				570,000	620,000	620,000	640,000	660,000	
財 政 状 況	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	保 險 料	特 別 徴 収	719,477	731,060	779,886	864,265	856,893	
			普 通 徴 収	344,017	375,439	394,647	422,121	436,311	
			滞 納 繰 越 分	2,916	3,815	3,430	6,295	6,095	
		使 用 料 及 び 手 数 料			206	175	205	196	243
		国 庫 支 出 金			—	648	—	92	—
		繰 入 金	事 務 費 繰 入 金	69,864	66,608	66,930	71,183	75,502	
			保 險 基 盤 安 定 繰 入 金	503,533	510,033	497,493	528,237	526,621	
		繰 越 金			31,877	32,825	35,117	33,624	35,809
		入	諸 収 入	延 滞 金 及 び 過 料	167	133	231	322	333
				保 險 料 還 付 金	2,143	3,492	1,441	1,098	1,481
	還 付 加 算 金			9	33	13	0	3	
	受 託 事 業 収 入			17,413	19,862	21,704	19,869	20,973	
	預 金 利 子			1	1	1	1	1	
	雑 入			6	15	75	17	16	
	返 納 金			—	9	—	—	—	
	広 域 連 合 支 出 金			—	2,172	1,434	2,087	2,675	
	歳 入 合 計			1,691,629	1,746,320	1,802,607	1,949,407	1,962,956	
	出	総 務 費	一 般 管 理 費	57,886	53,637	55,020	58,872	63,229	
			徴 収 費	5,966	7,973	6,443	7,544	7,686	
		広 域 連 合 納 付 金	保 險 料 納 付 金	1,065,629	1,108,155	1,179,688	1,290,820	1,297,295	
保 險 基 盤 安 定 負 担 金			503,533	510,033	497,493	528,236	526,621		
健 康 保 持 増 進 事 業 費			23,637	27,876	28,883	27,012	28,495		
諸 支 出 金		保 險 料 還 付 金	2,144	3,496	1,443	1,115	1,482		
		還 付 加 算 金	9	33	13	0	3		
歳 出 合 計			1,658,804	1,711,203	1,768,983	1,913,599	1,924,811		
一 般 会 計	歳 入	県 支 出 金	保 險 基 盤 安 定 負 担 金	377,649	382,525	373,120	396,178	394,966	
		諸 収 入	雑 入	84,116	84,807	29,204	30	48	
		歳 入 合 計			461,765	467,332	402,324	396,208	395,014
	歳 出	特 別 会 計 繰 出 金	573,397	576,641	564,423	599,420	602,123		
		広 域 連 合 負 担 金	共 通 経 費	58,368	86,186	63,934	57,709	57,067	
			療 養 給 付 費	1,714,102	1,683,808	1,708,255	1,785,549	1,787,025	
歳 出 合 計			2,345,867	2,346,635	2,336,612	2,442,678	2,446,215		

(3) 介護保険事業

事業開始 平成 12 年 4 月 1 日

第 1 号被保険者数 42,563 人 (令和 5 年 3 月末現在)

①制度の概要

ア 保険者 市町村 (八代市)

イ 被保険者

- ・ 第 1 号被保険者 (65 歳以上)
- ・ 第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者)

ウ 給付の手續きと内容

介護保険からの介護給付や予防給付は、65 歳以上の被保険者には要介護状態若しくは要支援状態と認定された場合と、40 歳以上 65 歳未満の被保険者には特定疾病が原因で要介護状態若しくは要支援状態にあると認定された場合に行われる。これらの認定は八代市介護認定審査会で行われ、給付サービスとしては、要介護者へは在宅・施設両面にわたる多様なサービスを提供し、要支援者へは要介護状態の発生予防という観点から、在宅サービスを提供している。これらのサービス利用者は、原則として費用の 1 割から 3 割を負担する。

また、認定審査により非該当と判定された方や地域のすべての高齢者を対象に、地域包括支援センターで要介護となる恐れの高い高齢者を選定し、介護保険の給付ではなく地域支援事業として、介護予防のサービスだけでは補えない支援を行う。

エ 費用負担の仕組み

a 介護保険財政

介護保険からの介護給付や予防給付に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて、50%が公費で賄われる。

その内訳は、概ね国が全体の 20~25%、都道府県が 12.5~17.5%、市町村が 12.5%である。公費による部分を除いた 50%の費用は、第 1 号被保険者 (65 歳以上) と第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満) の保険料により賄われ、令和 3 年度から令和 5 年度における負担割合は、第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27%である。

また、地域支援事業については、事業の対象となる費用に対して、介護予防・日常生活支援総合事業では、国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%、第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27%、包括的支援事業及び任意事業では、国 38.5%、都道府県 19.25%、市町村 19.25%、第 1 号被保険者 23%の財源構成とされている。

b 保険料

- ・ 第 1 号被保険者 (65 歳以上)

市町村ごとに介護サービス量等に応じた保険料が設定される。保険料の設定に当たっては 3 年間の中期的な見通しに基づいて行われる。本市の令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間の基準額は、年額 78,000 円と設定している。

- ・ 第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者)

それぞれの医療保険者ごとに保険料が設定され、一般の医療保険料に上乘せする形で一括して徴収される。

②制度の具体的内容

ア 第1号被保険者保険料

保険料所得段階別の対象者

所得段階	対 象 者	割合	年間保険料額 (R3～R5年度)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	基準額×0.3	23,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.5	39,000円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.7	54,600円
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	70,200円
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	78,000円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	93,600円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	101,400円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	117,000円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額×1.7	132,600円

イ 介護保険給付の種類（R5.4.1現在）

a 居宅サービス・介護予防居宅サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- 訪問看護・介護予防訪問看護
- 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
- 住宅改修・介護予防住宅改修
- 居宅介護支援・介護予防支援
- 特定施設入所者生活介護・介護予防特定施設入所者生活介護
- b 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 地域密着型通所介護
 - 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
 - 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2のみ）
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 看護小規模多機能型居宅介護（小規模多機能型居宅介護＋訪問看護）
- c 施設サービス
 - 介護老人福祉施設
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
- d 市町村特別給付
 - 介護用品購入費支給

ウ 介護保険サービス事業者数（R5.4.1現在）

a 介護保険施設

介護老人福祉施設（10施設）

施設名	住所	入所定数	利用件数 (R4年度)	給付費 (R4年度)
行楽園	八代市日奈久塩北町 2905	60名	7,299件	2,152,683,386円
みなみ園	八代市日奈久塩南町 54	60名		
あさひ園	八代市上日置町 2345	50名		
すずらの里	八代市葭牟田町 435	50名		
ま心苑	八代市敷川内町 2251-1	50名		
みやび園	八代市高島町 4221	50名		
坂本の里一灯苑	八代市坂本町坂本 1071	50名		
康和苑	八代市千丁町太牟田 1300-8	50名		
安寿の里	八代市鏡町両出 880-1	80名		
ひかわの里	八代市東陽町南 752-1	30名		

地域密着型介護老人福祉施設（5施設）

施設名	住所	入所定数	利用件数 (R4年度)	給付費 (R4年度)
希望	八代市興善寺町 495-1	29名	1,719件	549,336,333円
八代草	八代市海士江町 2833-1	29名		
キャッスル麦島	八代市古城町 1938-1	29名		
サテライト 安寿の里	八代市鏡町内田 742-2	29名		
あさひ園みやじ	八代市宮地町 169-1	29名		

介護老人保健施設（6施設）

施設名	住所	入所定数	利用件数 (R4年度)	給付費 (R4年度)
ハピネスケア日南	八代市日奈久塩北町 2922	80名	6,118件	1,759,230,949円
向春苑	八代市大福寺町 2411-1	80名		
アメニティゆうりん	八代市古閑浜町 3401	85名		
皇寿園	八代市高島町 4218	75名		
とまと	八代市郡築一番町 180-1	100名		
かがみ苑	八代市鏡町塩浜 11-235	80名		

介護医療院（2施設）

施設名	住所	入所定員	利用件数 (R4年度)	給付費 (R4年度)
八代敬仁病院	八代市海士江町 2817	35名	715件	246,544,292円
平成病院	八代市大村町 720-1	20名		

※介護保険施設（地域密着型除く）の利用件数及び給付費については市外の施設利用分を含む

※介護保険施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

b 居宅サービス事業者（市内）(R5.4.1現在)

サービス内容	事業者数	利用件数 (R4年度)	給付費 (R4年度)
訪問介護	64	20,599件	1,855,462,090円
訪問入浴介護（介護予防）	1	594件	37,423,959円
訪問看護（介護予防）	121	5,731件	326,407,810円
訪問リハビリテーション（介護予防）	89	996件	36,721,372円
居宅療養管理指導（介護予防）	199	5,710件	64,885,526円
通所介護	44	21,932件	1,925,846,297円
通所リハビリテーション（介護予防）	14	9,374件	642,101,282円
短期入所生活介護（介護予防：特養）	13	2,857件	197,947,507円
短期入所療養介護（介護予防：老健）	6	361件	28,558,811円
短期入所療養介護（介護予防：介護医療院）	2	52件	5,119,663円
福祉用具貸与（介護予防）	15	39,000件	424,522,574円

特定福祉用具販売（介護予防）	14	602 件	14,746,750 円
住宅改修（介護予防）		547 件	44,572,578 円
特定施設入所者生活介護（介護予防）	2	1,002 件	177,219,065 円
介護予防支援・居宅介護支援	57	53,766 件	694,727,726 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	33 件	5,161,145 円
地域密着型通所介護	33	7,690 件	710,910,117 円
地域密着型認知症対応型通所介護（介護予防）	6	1,271 件	151,454,617 円
地域密着型小規模多機能型居宅介護（介護予防）	8	2,109 件	395,866,136 円
地域密着型認知症対応型共同生活介護（要支援2）	19	2,383 件	622,395,318 円
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	341 件	62,546,049 円
看護小規模多機能型居宅介護（複合型）	1	212 件	50,011,582 円

※利用件数、給付費については市外事業所の利用分を含む

※短期入所及び地域密着型介護老人福祉施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

c 居宅サービス利用限度額（R5.4.1 現在）

要介護度（支援）	利用限度額（1カ月）	要介護度	利用限度額（1カ月）
要支援1	50,320 円	要介護1	167,650 円
要支援2	105,310 円	要介護2	197,050 円
		要介護3	270,480 円
		要介護4	309,380 円
		要介護5	362,170 円

エ 介護認定審査事業

a 八代市介護認定審査会

八代市介護認定審査会の委員の定数は、120 人以内とする。

審査会委員の定数

介護認定審査会委員の構成
委員は、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者から構成する。

委員数
111 人（医療：52 人 保健：28 人 福祉：31 人）（R5.4.1 現在）

合議体
八代市介護認定審査会は、28 の合議体を置く。

1 の合議体を構成する委員の定数は、4 人とする。

介護認定審査会委員の任期
委員の任期は、2 年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

b 事業実績

審査会開催回数 166 回 申請者数（延べ人数） 8,889 人

要介護・要支援認定者実人数（R5.3.31 現在）

認定者数	要介護度別認定者数内訳						
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
8,362 人	746 人	1,428 人	1,520 人	1,436 人	1,284 人	1,261 人	687 人
	8.9%	17.1%	18.2%	17.2%	15.4%	15.1%	8.2%

オ 補助（助成）金交付

a 社会福祉法人による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金

目 的 本市の介護保険の被保険者のうち、特に生計が困難であると認められる者に対し、介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を軽減した場合において、当該法人に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

補 助 概 要 軽減の対象者は、市町村民税非課税者等であって、他に財産や世帯の状況、介護保険サービス利用の自己負担額等を総合的に勘案し、生活が困難であると認められた者とする。

社会福祉法人は、利用者負担の軽減対象として県に申し出ている介護保険サービス（対象となるのは、介護老人福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所等【介護予防サービスも含む】）を提供し、軽減を行った際に、市長に対し補助金の交付を申請する。審査後適当と認められたときは、補助金交付決定通知を受け、請求書を市長に提出し交付を受ける。

R 4 年度実績 件数 0 件 助成金額 0 円

b 八代市介護保険住宅改修支援事業補助金

目 的 居宅介護住宅改修費の支給に際し、「住宅改修が必要な理由書」を作成する業務（住宅改修支援）を行った者に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

補 足 概 要 補助対象者は八代市の被保険者であって、居宅介護支援の提供を受けていないものに対し、住宅改修支援を行った居宅介護支援事業者その他住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性を有すると認められる者とし、住宅改修支援 1 件につき 2 千円を支給する。

R4 年度実績 件数 6 件 助成金額 12,000 円

カ 八代市介護保険特別給付介護用品購入費支給 ※地域支援事業から H31 年度移行

施行年月日 平成 31 年 4 月 1 日

受給対象者 ア 要介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されているもので、住宅において常時介護を必要とする 65 歳以上の者
- ・介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定において要介護 3、4 又は 5 と判定された者
- ・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者
- ・在宅生活において現に介護用品を必要としている者

イ 介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者
- ・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者

支 給 用 品 紙おむつ・尿取りパッド・お尻拭き・からだ拭き・清拭剤など

支 給 の 方 法 月額 8,000 円を上限の支給券を支給 ※1 割を自己負担

R 4 年度実績 延べ件数 859 件（実人員 126 人） 支給金額 5,418,909 円

(4) 地域支援事業

①介護予防・日常生活支援総合事業

- 目 的 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていけるよう、介護サービスだけでなく、地域全体で高齢者を支える取り組みである。対象者自身の状況に応じたサービスを利用しながら、自立を目指すことを目的とする。
- 実施年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- 対 象 者 要支援 1 要支援 2 の認定者 及び※事業対象者
※「基本チェックリスト」による判定で、要介護・要支援となるリスクが高いと判定された高齢者のこと。
- 事 業 概 要 対象者自身の状況に応じて、ア「集中介入期」イ「維持期」ウ「自立生活期」の 3 段階の体制によりサービスを作る。
ア ①元気アップチャレンジ教室 ②元気が出る学校
③口腔機能の向上教室 ④スポット訪問リハビリ
イ ①介護予防訪問介護相当サービス ②介護予防通所介護相当サービス
③えぷろんケアサービス ④お達者クラブ
ウ ①いきいきサロン ②老人クラブ等
※R4 年度にイとウの中間に位置する「通所型サービス B」が追加された。

総合事業実績 (R5. 3. 31 現在)

サービス内容	事業所数	利用件数 (R4 年度)	事業費 (R4 年度)
元気アップチャレンジ教室	6	2,983	57,642,260
元気が出る学校	1	586	8,670,303
口腔機能の向上教室	1	33	227,500
スポット訪問リハビリ	1	32	485,228
介護予防訪問介護相当サービス	24	357	7,951,389
介護予防通所介護相当サービス	37	413	12,545,180
えぷろんケアサービス	13	2,460	20,621,526
お達者クラブ	24	6,171	125,491,703

②いきいきサロン事業

- 目 的 高齢者が抱える社会的孤立感や不安を解消し、心身機能の向上や仲間づくりを通じた社会参加を図り、「健康で心豊かに生活できるための町づくり」「地域ネットづくり(人づくり)」「要介護にならない自立をめざす」拠点として参加者が主体的な活動により地域交流の場として推進することを目的とする。
- 実施年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- 対 象 者 本市に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者
- 事 業 概 要 各町内の公民館等において、参加者自らが自主的な運営を行うことができるように、人づくり・組織づくりのコーディネーターとしてのサロン活動指導員を配置し、趣味講座・教養レクリエーション等を行う。
- R4 年度実績 サロン数 227 カ所
参加者数 延べ 20,224 人
実施回数 2,017 回

③ふれあい高齢者訪問奉仕

- 目 的 ひとり暮らしや虚弱な高齢者を支援する社会づくりをめざし、併せて高齢者の社会参加と、いきがづくり活動の一層の推進を図ることを目的とする。
- 実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日
- 業務委託先 八代市老人クラブ連合会

対 象 者	ひとり暮らし及び寝たきり老人
事 業 概 要	八代市老人クラブが事業主体となり、各単位クラブが実施する次の事業内容 (1) 話し相手 (2) 在宅福祉サービスの紹介 (3) 家事援助 (4) 日常生活援助 (5) 介護援助 (6) 施設等での奉仕活動
R4 年度実績	訪問延べ件数 10,822 件
訪 問 回 数	(1 週につき) 老人 1 人につき 1 回以上

④高齢者短期入所事業（ショートステイ）

目 的	高齢者を一時的に介護する必要があると認められる場合、当該高齢者を一時的に養護老人ホームで預かることにより、これら高齢者及びその家族の生活を支援し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 26 年 4 月 1 日）
対 象 者	本市に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者で介護保険要介護認定・要支援認定において非該当と判定されたもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ア ひとり暮らしの高齢者で、病気、災害等の理由により一時的に介護をする必要があると認められるもの イ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が疾病、出産、冠婚葬祭、事故、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加等の社会的理由により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの ウ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が私的理（前号以外の理由で市長が特に認めたもの）により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの
施 設 期 間	養護老人ホーム「保寿寮」、「すずらんの杜」 原則として 7 日以内。ただし、特別の事情があると認められるときは延長することができる。
利 用 料	1 日 1,750 円（生活保護受給者；1 日 300 円）
R4 年度実績	延べ 5 件 延べ 57 日

⑤緊急通報装置設置（安心相談確保）

実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 21 年 7 月 1 日）
対 象 者	おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの老人
設置台数	354 台（R5.3.31 現在）
事業内容	独居老人等に対し、緊急通報装置によって急病及び災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

⑥八代市食の自立支援事業

目 的	食事の準備や調理等が困難な 65 歳以上の高齢者に対して、配食サービスを行うことにより健康増進及び安否確認を図り、在宅での自立した生活を支援することを目的とする。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 28 年 4 月 1 日）
対 象 者	本市に住所を有し、食事の支度をすることが困難な高齢者で次の各号のいずれかに該当するもの ア 65 歳以上の単身高齢者又は高齢者のみで構成される世帯のもの イ その他市長が特に必要と認めたもの
事業内容	ア 昼食又は夕食の居宅への配達。ただし、配食の回数は、1 週間につき 3

回以内(医師の指示がある場合の糖尿病食の配達または中山間地域(坂本、東陽、泉地域)に居住される利用者にとっては、5回以内)とする。

イ 配食の際における安否確認

R4年度実績 配食数 42,547食

⑦八代市地域包括支援センター

委託年月日 平成19年4月1日

主な業務

- ・第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)
- ・総合相談支援事業
- ・高齢者虐待防止などの権利擁護事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

設置数 6カ所

⑧あんしん相談センター

実施年月日 平成18年4月1日

対象者 おおむね65歳以上の要援護高齢者及びその家族

事業内容 介護予防や生活支援等の総合的な相談に応じ、福祉サービスの手続代行、地域包括支援センターと合同で巡回相談窓口を開催し、高齢者が安心して暮らせるよう援助する。

設置数 2カ所(泉町・坂本町)

(5) 高齢者福祉施策

①長寿祝品の贈呈事業

目的 高齢者の長寿を祝福するとともに、その福祉の増進と市民の敬老意識の高揚を図ることを目的とする。

施行年月日 平成17年8月1日(改正:令和2年4月1日)

受給資格

- (1) 当該年度の9月15日現在において、本市に引き続き1年以上住所を有している者(本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)で、当該年度中に百歳に到達し、又は到達する見込みの者。
- (2) 当該年度の4月1日現在において、本市に引き続き1年以上住所を有している者(本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)で、本市で最高齢の者。

祝品

区分	長寿祝品
100歳の者	表彰状及び記念品
最高齢の者	表彰状、記念品及び花束

R4年度実績 (100歳の者) 記念品贈呈者数 50件

(最高齢の者) 表彰なし 最高齢者109歳(千丁町) R2年度表彰済

②老人クラブ結成状況

結成数 84クラブ 会員数2,727人(R5.3.31現在)

③公益社団法人八代市シルバー人材センター

設立 昭和61年1月22日

事務所所在地 八代市古城町1719番地2(シルバーワークプラザ八代内)

目的 センターは定年退職後等において、臨時的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに高齢者の能力を生かし

- 事業概要
- た活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 会 員 1,206 人 (R5.3.31 現在)
- 役 員 任期 2 年
理事長・副理事長・常任理事 (各 1 人)、理事 (13 人)
- 令和 5 年度事業計画
- (1) 「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、会員主導によりシルバー人材センター事業の普及啓発活動を推進し、事業の適正化と拡充を図る。
 - (2) 定期的に未就業会員の状況把握を行い、適切なマッチング業務を進める。
 - (3) 安全対策を強化し、事故の撲滅を図る。
 - (4) 高齢者活用・現役世代サポート雇用事業を柱として、適正就業の推進を図りながら、会員の就業の場の確保を図る。
 - (5) 新規会員の入会促進と退会会員の抑制により、会員の増強を図る。

④ シルバーワークプラザ八代

目 的 高年齢者の就業の機会及び技能研修の場を提供するとともに、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

使 用 料

区 分	午前	午後	夜間	全日
	9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～22 時
会議室 1	620 円	830 円	830 円	2,300 円
会議室 2	620 円	830 円	830 円	2,300 円
会議室 3	620 円	830 円	830 円	2,300 円
研修作業室	830 円	1,150 円	1,150 円	3,140 円

所 在 地 八代市古城町 1719 番地 2

工 期 着工 平成 12 年 9 月 11 日 竣工 平成 13 年 3 月 30 日

敷地面積 2,207 m²

延床面積 622 m²

⑤ 西松江城老人憩いの家

事業内容

- ア 各種集会に場所を提供すること
- イ 身上、健康等の各種相談に応じること
- ウ 講演会、研修会等を開催し、教養の向上に努めること
- エ 娯楽設備等を設け、レクリエーションを行うこと

使用範囲

- ア 本市に住所を有する 60 歳以上の者
- イ その他市長が特に利用を認める者

使 用 料

60 歳以上の者	1 日 200 円
市長が利用を認めた者	1 日 300 円

全館貸切 (浴場を除く) の場合、1 日につき 2,090 円

所 在 地 八代市西松江城町 2-17

開 設 昭和 50 年 4 月 1 日
(施設概要等は総合福祉センター内に設置につき、同項に記載)

R4 年度利用実績 利用者数延べ 2,625 人 / 年間利用料 525,000 円

⑥認知症高齢者見守りネットワーク事業

目 的 徘徊の恐れのある高齢者の事故を未然に防止し、その家族等が安心して介護できる環境を整備するため、徘徊している高齢者を早期に発見できるGPS（全地球測位システム）機能を有する機器（以下「徘徊探知機」という。）の利用に際し、その初期費用の一部を補助する。

施行年月日 平成31年4月1日

受給対象者 ア 徘徊高齢者の要件

- ・65歳以上の認知症による徘徊のおそれのある高齢者
- ・本市の住民基本台帳に記録されている者
- ・市税に滞納がない者

イ 介護者の要件

- ・徘徊高齢者と同居している者又は徘徊高齢者の親族であって、当該徘徊高齢者を介護しているもの
- ・本市の住民基本台帳に記録されている者
- ・市税に滞納がない者

対象経費 徘徊探知機の利用に係る初期費用

- ・徘徊探知機の本体の購入費
- ・徘徊探知機の附属機器の購入費
- ・加入手数料又は登録手数料

補助金額 対象経費に相当する額（上限1万円）

※徘徊高齢者一人につき1回限り

R4年度実績 2件。1万2000円

（6）在宅医療・介護連携推進事業

目 的 国が進めている地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療介護連携推進事業を推進するための事業を行うことにより、医療や介護が必要となっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアの体制づくりを進めることを目的とする。

実施期間 令和4年4月1日～5年3月31日

実施主体 八代市・氷川町・八代市医師会・八代郡医師会

事業内容 ①八代地域医療介護資源調査検討委員会

医療資源調査の実施、介護関係資源の把握と情報提供

②在宅医療・介護多職種連携検討会

在宅医療・介護連携の課題の共有や解決策に向け、関係機関と連携した体制構築に向けた検討

③情報共有検討会

病院地域医療連携室を中心に構成し、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターと入退院支援における連絡体制づくりの検討

④八代地域医療・介護多職種連携研修会

医療・介護の多職種関係者による地域包括ケアシステムの構築に関する講話及び事例検討によるグループワーク

⑤マッシュアップ研修会

医療・介護等関係職種が連携するうえで必要な業務内容や連携方法について、事例を交えた研修会

⑥高齢者関連施設管理者セミナー

地域包括ケアと介護保険をテーマとしたセミナーを開催。対象は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム等の高齢者施

設経営者及び管理者

⑦地域包括ケア推進住民講演会

住民が興味・関心を持ちやすい、地域包括ケアシステム構築に向けた身近な話題をテーマにした講演会の開催

⑧住民向けチラシ配布

研修部会でテーマ協議を行った後、チラシ作成。八代市・氷川町に全戸配布し、関係機関である病院・診療所・歯科診療所・薬局、民生委員・地域包括支援センター等に配布。

⑨住民向け啓発講座

地域包括ケアシステム周知に向けた啓発講座の実施

事業費 1,559 千円（介護保険特別会計）

4 障がい者（児）福祉

（1）手帳の交付

①身体障害者手帳台帳登録数

（令和4年度末現在 単位：人）

障害区分	級区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害		120	118	21	23	41	17	340
聴覚・平衡機能障害		9	135	84	223	5	261	717
音声、言語、そしゃく機能障害		0	2	34	19	0	0	55
肢体不自由		545	556	411	620	276	190	2,598
内部障害		1,214	12	172	518	0	0	1,916
合計		1,888	823	722	1,403	322	468	5,626

*障害区分毎の人数のため、実際の身体障害者手帳所持者数とは異なります。

②療育手帳台帳登録数

（令和4年度末現在 単位：人）

A1	A2	B1	B2	計
240	261	503	770	1,774

③精神障害者保健福祉手帳台帳登録数

（令和4年度末現在 単位：人）

1級	2級	3級	計
289	952	246	1,487

（2）障害福祉サービス給付事業

目的 障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が、地域で自立した生活をおくれるよう総合的な障害福祉サービスを提供し支援を行うことで、障がいの有無に関係なく、全ての人が安心して暮せる社会の実現を目的とする。

施行年月日 平成18年4月1日

事業内容 ①介護給付

障がい程度が一定以上の障がい者（児）とその家族などの日常生活の介護を中心に援助する。

（サービスの種類）

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援・同行援護・療養介護・生活介護・施設入所支援

②訓練等給付

障がい者の就労を援助するもので、施設等で身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行う。

（サービスの種類）

自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・共同生活援助・就労定着支援・自立生活援助

費用負担 原則費用の1割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財源内訳 国1/2、県1/4、市1/4

令和4年度実績 事業費 2,814,121,566円

(3) 補装具費の給付

目的・内容 身体障がい者（児）の失われた身体機能を補完または代替する用具である補装具の費用を支給することにより、障がい者の職業その他日常生活の能率の向上、また、障がい児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・増長すること等を目的とする。

費用負担 原則費用の1割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

(令和4年度実績)

補装具名		交 付				修 理			
		件数	金 額 (円)			件数	金 額 (円)		
			公費	自己負担	計		公費	自己負担	計
視覚障がい者 安全つえ	者	7	32,095	1,585	33,680	0	0	0	0
	児	0	0	0	0	0	0	0	0
補 聴 器	者	76	4,685,238	133,086	4,818,324	19	405,191	9,252	414,443
	児	3	235,056	7,700	242,756	11	171,731	11,755	183,486
義 肢	者	4	2,779,267	0	2,779,267	5	515,993	34,087	550,080
	児	0	0	0	0	1	355,424	37,200	392,624
装 具	者	42	2,987,745	28,167	3,015,912	10	109,089	586	109,675
	児	50	2,824,012	165,400	2,989,412	2	15,646	1,738	17,384
電 動 車 い す	者	1	725,888	0	725,888	7	399,319	22,206	421,525
	児	0	0	0	0	0	0	0	0
車 い す	者	11	2,415,751	17,412	2,433,163	35	1,670,288	13,480	1,683,768
	児	5	1,175,151	94,854	1,270,005	0	0	0	0
そ の 他	者	9	555,068	0	555,068	3	301,358	0	301,358
	児	6	2,067,774	148,800	2,216,574	1	26,730	2,970	29,700
計	者	150	14,181,052	180,250	14,361,302	79	3,401,238	79,611	3,480,849
	児	64	6,301,993	416,754	6,718,747	15	569,531	53,663	623,194

(4) 自立支援医療（更生医療）

更生医療は、疾病、事故、災害等による身体損傷に対する一般医療（治療）を終え、すでに治癒した身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療である。

更生医療の対象となる医療例

じん臓機能障がい 人工透析療法、CAPD（腹膜透析）、シャント作成術、じん移植術、じん移植術後の抗免疫療法

心臓機能障がい	弁置換術、心房（室）欠損閉鎖術、経皮的冠動脈形成術、バイパス術、ペースメーカー埋め込み術など ※手術前提のための内科的治療のみのもは対象外
肢体不自由	関節置換術、関節形成術、骨切り術、抜釘術、義肢装具装着のための断端形成術、手術後のリハビリなど ※骨髓炎手術、骨接合術（偽関節の際は該当）、関節切開術、滑膜切除術、半月板切除術、切断（再切断や断端形成術の場合は該当）、ヘルニア除去術、椎弓切除術は対象外
免疫機能障がい 訪問看護	抗 HIV 療法、免疫調整療法 形成術や脳血管障害後のリハビリ、補装具の装着指導、ストマの装着状況の管理、CAPD の管理、中心静脈栄養の管理
視覚障がい	角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術など
聴覚障がい	人工内耳埋込み術、鼓室形成術など
言語障がい	外傷性（顎口蓋形成術、外傷性発音構語障害の形成術など）薬物や暗示療法など
小腸機能障がい	中心静脈栄養法など
肝臓機能障がい	肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法
財源内訳	国 1/2、県 1/4、市 1/4
令和4年度実績	給付延べ件数 5,026 件 医療給付費 199,953,957 円

(5) 自立支援医療（育成医療）

18歳未満の身体上に障がいのある児童、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合、指定医療機関で受けた医療の一部を公費で負担する。

対象となる疾患例

対象障がい	症例
肢体不自由	脊椎側湾症、内反足、多指症、ペルテス病、斜頸
視覚障がい	眼瞼下垂、未熟児網膜症、先天白内障、外斜視
聴覚、平衡機能障がい	小耳症、高度難聴、慢性中耳炎
音声・言語・そしゃく機能障がい	口蓋裂、唇顎裂、ピエールロバン症候群
内臓機能障がい	(心臓) 心室中隔欠損症、動脈管開存症、ファロー四徴症 (腎臓) 慢性腎不全（腹膜透析、腎移植） (小腸) 腸回転異常症、小腸閉鎖症 (肝臓) 生体肝移植 (その他) ヒルシュスプルング病、漏斗胸、膀胱尿管逆流
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	

給付の範囲	○診察 ○薬剤又は治療剤料の支給 ○医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 他
財源内訳	国 1/2、県 1/4、市 1/4
令和4年度実績	給付延べ件数 57 件 医療給付費 1,507,007 円

(6) 地域生活支援事業

目 的	障がい者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者（児）の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
施行年月日	平成 18 年 10 月 1 日
事業内容	<p>①相談支援事業 障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。また、障がい者（児）に対する虐待の防止・早期発見のため、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>②理解促進研修・啓発事業 障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民へ働きかけ、社会的な障壁を除去し共生社会の実現を図ることを目的とし、研修・啓発事業を行う。</p> <p>③地域活動支援センター事業 創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を行い、障がい者の地域生活を支援する。</p> <p>④意思疎通支援事業 聴覚、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な障がい者（児）に対して、手話通訳者等を派遣する事業などを行う。</p> <p>⑤日常生活用具等給付事業 重度の障がい者（児）の自立した日常生活を支援するために、介護・訓練用支援用具、在宅療養等支援用具などの給付を行う。</p> <p>⑥移動支援事業 障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援する。</p> <p>⑦訪問入浴サービス事業 自宅で入浴することが困難な重度の身体障がい者（児）を対象に、訪問により浴槽を提供し、入浴サービスを行う。</p> <p>⑧日中一時支援事業 障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者（児）の日中における活動の場を確保する。</p> <p>⑨手話奉仕員養成研修事業 聴覚障がい者のコミュニケーションの確保を図り、積極的な社会参加を促進するために、その支援を担う手話奉仕員を養成する。</p> <p>⑩社会参加促進事業</p> <ul style="list-style-type: none">・障がい者スポーツ大会開催事業・点字・声の市報発行事業・自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業 <p>⑪知的障がい者職親委託制度事業 就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着を高めるため、知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等</p>

を行う。

⑫福祉ホーム事業

住居を必要としている障がい者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。

⑬成年後見制度利用支援事業

知的障がい者、精神障がい者で判断能力が十分でない方を保護し支援するための制度で、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の助成を行う。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

令和4年度実績 事業費 119,960,208 円

(7) 障がい児通所支援事業

目的 児童福祉法に規定する障害児通所支援に関する事業を行うことにより、障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

施行年月日 平成 24 年 4 月 1 日

事業内容

①児童発達支援

未就学の障がい児及び障がいの疑いのある児を対象に、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童を対象に、医療型児童発達支援センターに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。

③放課後等デイサービス

就学している障がい児及び障がいの疑いのある児を対象に、授業の終了後又は休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態その他これに順ずる状態であって、児童発達支援等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。

⑤保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児を対象に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

令和4年度実績 事業費 561,636,198 円

(8) 重度心身障がい者（児）の医療費助成

目的 重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。

重度心身障がい者 八代市においては、次に掲げる者をいう。

①身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの。

②熊本県療育手帳交付要項により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障が

	いの程度が最重度（A1）又は重度（A2）に該当するもの。
	③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に該当するもの。
	④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が障害等級1級に該当するもの。
受給資格	上記に定める重度心身障がい者で、次の各号のすべてに該当し、市長が医療費助成対象者として認定したもの。
	①満3歳以上の者で、かつ、八代市内に居住し、住民登録をしている者又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの。
	②医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者。
支給の内容	重度心身障がい者が受けた保険給付に係る一部負担金を次の区分により支給する。
	①通院については、自己負担額から1,020円を引いた額
	②入院については、自己負担額から2,040円を引いた額
財源内訳	県1/2、市1/2
登録者	3,298人（令和5年3月31日現在）
令和4年度実績	助成延べ件数 47,281件 助成金額 212,692,690円

(9) 特別障害者手当等の支給

①特別障害者手当

昭和61年4月から、障がい者の所得保障の確立を図るための障害基礎年金が創設されたことに伴い、従来の福祉手当制度を再編した「特別障害者手当」が創設され、障がいによる特別な負担の軽減が図られている。

支給対象 20歳以上であって日常生活において常時特別の介護を要するような在宅重度障がい者（所得制限有）

対象外 施設入所者、3カ月以上の入院者

手当額 令和5年4月現在：月額 27,980円

②障害児福祉手当

支給対象 20歳未満であって、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とするもの（所得制限有）

対象外 施設入所者

手当額 令和5年4月現在：月額 15,220円

③経過的福祉手当

支給対象 従来福祉手当受給者で障害基礎年金及び特別障害者手当を受給しないもの（新規認定なし）

手当額 令和5年4月現在：月額 15,220円

(10) 心身障害者施設

○八代市立希望の里たいよう（八代市高下西町1704）（※指定管理者制度導入・H20年6月1日～）

設置年月日 平成20年6月1日

設置目的 障がい者が働く意欲と能力を發揮し、地域で生きがいをもち、自立した社会生活が実現できるように支援する。

施設種別 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業所

工期 着工 平成19年7月13日 竣工 平成20年5月25日

工 事 費	624,000 千円
敷 地 面 積	6,733.44 m ²
建 物 面 積	2,243.71 m ²
建物の構造	鉄骨造平屋建
施 設 内 容	本体：玄関、ホール、パン工房たいよう、軽作業室、印刷室、デイルーム、 会議室、コミュニティホール、静養室、相談室、事務室、更衣室、多目的ト イレ 別棟：買物カゴ洗淨作業場、ポンプ室
定 員	77 人
現 員 数	79 人 (R4.3.31 現在)
事 業 内 容	ア 就労移行支援事業 イ 就労継続支援B型事業 ウ 生活介護事業
生 産 活 動	パン製造・販売、買物カゴ洗淨、印刷、軽作業、公園作業
運 営	指定管理者 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団
職 員 数	20 人

(11) 八代市障がい者サポーター制度

目 的	「ともに支えあい 自分らしく暮らせる 心のかよいあうまち やつしろ」 の実現を目指し、障がいの特性及び必要な配慮についての市民の理解の促進 並びに障がい者の暮らしの充実及び社会参加の促進を図る。
施行年月日	平成 30 年 4 月 1 日
役 割	研修を受講した障がい者サポーター及び障がい者サポート企業・団体により 次の事項を行う。 ①障がい及び障がい者について積極的に理解する。 ②暮らしの中で障がい者に対して配慮する。 ③障がい福祉に関するボランティア活動、イベント等に参加する。 ④家庭、職場、学校等地域社会において制度の普及活動を行う。 ⑤地域で生活する障がい者の見守りやその家族への支援を行う。
事 業 費	令和 4 年度 0 円
令 和 4 年 度 実 績	障がい者サポーター 1,371 人 (累計 3,163 人)

5 国民年金

(1) 加入状況

区分		年度	H30	R元年	R2年	R3年	R4年
被 保 険 者	第1号被保険者	(人)	15,570	15,174	14,828	14,111	13,963
	任意加入	(人)	126	118	118	98	108
	小計	(人)	15,696	15,292	14,946	14,209	14,071
	第3号被保険者	(人)	5,821	5,579	5,358	5,105	4,688
	合計	(人)	21,517	20,871	20,304	19,314	18,759

区分		年度	H30	R元年	R2年	R3年	R4年
被 保 険 者	法定免除	(人)	1,531	1,492	1,515	1,572	1,560
	申請免除	(人)	5,844	5,691	6,194	6,082	6,194
	合計	(人)	7,375	7,183	7,709	7,654	7,754
	免除率	(%)	47.4	47.3	52.0	54.2	55.5

(2) 国民年金保険料

区分		年度	H30	R元年	R2年	R3年	R4年
定額保険料	(円)		16,340	16,410	16,540	16,610	16,590
付加保険料	(円)		400	400	400	400	400

(3) 納付状況

区分		年度	H30	R元年	R2年	R3年	R4年
納付対象月数	(月)		105,537	97,866	92,820	86,038	83,148
納付月数	(月)		73,679	69,910	68,122	66,214	65,132
納付率	(%)		69.8	71.4	73.4	77.0	78.3

(4) 適用状況

区分		年度	H30	R元年	R2年	R3年	R4年
学 生	(人)		135	102	*1 1	0	2
適用もれ者	(人)		64	31	26	70	133
20歳到達者	(人)		755	749	851	756	743
第2号被保険者からの移行者	(人)		2,689	2,506	2,600	2,299	2,247
外国からの転入	(人)		560	554	306	43	1,081
その他	(人)		477	431	415	361	372
合計	(人)		4,680	4,373	4,199	3,529	4,578

(5) 保険料及び年金額

*1: R1.10～学生と20歳到達統合 R2は職権調査によるもの

		改正前	改正後		
保険料 (令和5年4月現在)	定額保険料	16,590円	16,520円	〔昭和31年4月1日以前生まれの人〕	
	付加保険料	400円	400円		
年金額 (令和5年4月現在)	老齢基礎年金	777,800円	795,000円	792,600	
	障害基礎年金	1級	972,250円	993,750円	990,750
		2級	777,800円	795,000円	792,600
	遺族基礎年金 (子1人)	1,001,600円	1,023,700円	1,021,300	
	基本	777,800円	795,000円	792,600	
	子の加算	223,800円	228,700円	228,700	
3子以降の加算	74,600円	76,200円	76,200		

6 その他の福祉

(1) 八代市総合福祉センター（八代市西松江城町 2-17）

開館 昭和 50 年 4 月 1 日
 設置目的 社会福祉を増進し、市民の福祉の増進と生活の向上を図る。
 敷地面積 1,851.51 m²
 工期 着工 昭和 49 年 9 月 30 日 竣工 昭和 50 年 3 月 25 日
 建物の構造 鉄筋コンクリート 2 階建
 延床面積 本館 855.36 m² (1・2 階とも 427.68 m²)
 別館 178.17 m² (西松江城老人憩いの家)
 施設内容 本館 1 階 玄関、ホール、療育室、相談室、事務室、便所、多目的トイレ
 機械室、倉庫
 本館 2 階 相談室、会議室、便所、湯沸室、各種福祉団体事務室
 別館 玄関、浴室、脱衣室、機械室、便所、湯沸室
 工事費 125,370 千円
 財源内訳 国庫補助金（工業再配置促進費補助金） 100,000 千円
 一般財源 25,370 千円
 使用料 令和 4 年 4 月 1 日施行

区 分	9 時～12 時	13 時～17 時	9 時～17 時
東会議室	640 円	850 円	1,280 円
西会議室	640 円	850 円	1,280 円
冷暖房	(1 時間) 100 円		

(2) 八代市坂本地域福祉センター（八代市坂本町荒瀬 1307）

開館 平成 8 年 3 月 1 日
 敷地面積 12,964 m²
 工期 着工 平成 6 年 6 月 22 日 竣工 平成 8 年 2 月 26 日
 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
 延床面積 センター 1,298.66 m² 車庫 61.5 m²
 施設内容 玄関、事務室、ロビー、相談室、ボランティア室、湯沸室、研修室、会議室、
 便所、倉庫、外部機械室
 工事費 562,319 千円
 財源内訳 国庫負担金 123,755 千円 県補助金 61,879 千円
 地方債 290,800 千円 一般財源 85,885 千円
 事業 ①地域の福祉向上を図るために必要な人材の育成などの研修事業
 ②生活上の心配ごと等について助言等を与える相談事業
 ③健康増進に関する事業
 ④地域福祉活動支援事業
 ⑤幼児児童健全育成事業
 ⑥その他市長が必要と認める事業
 使用料 令和元年 10 月 1 日施行

区 分	料 金
訓練機器	1 回につき 100 円
施設使用料 会議室・研修室等	1 団体の 1 時間につき 260 円

(3) 八代市鏡地域福祉センター（八代市鏡町鏡村 720）

開館 平成 4 年 3 月 27 日
 敷地面積 5,713.3 m²
 工期 着工 平成 3 年 10 月 26 日 竣工 平成 4 年 3 月 10 日

建物の構造 鉄骨造平屋建（一部コンクリートブロック補強造）
延床面積 699.50 m²
施設内容 玄関、ホール、事務室、集会室、休憩室、ステージ、娯楽室、相談室、機械室、倉庫
工事費 111,001 千円
財源内訳 国庫補助金 48,173 千円 地方債 61,600 千円
一般財源 1,228 千円
事業 ①老人の生活、住居、身上等に関する相談及び指導援助
②老人の生業及び就労等の指導
③老人の後退機能の回復訓練
④老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業並びに必要な便宜の提供
⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

使用料 令和元年10月1日施行

区 分	使用料
市 内	1 日 100 円
市 外	1 日 210 円

(4) 八代市東陽地域福祉保健センター（八代市東陽町南 1075）

開 館 平成7年12月1日
敷地面積 3,401.92 m²
工 期 着工 平成7年1月25日 竣工 平成7年11月10日
建物の構造 鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 1846.47 m²
施設内容 調理室、書庫、倉庫、ボランティアルーム、研修室、機械室、事務室等
工事費 543,396 千円
財源内訳 国・県補助金 234,018 千円
地方債 265,100 千円
一般財源 44,278 千円
事業 ①福祉活動の推進に関すること
②健康保持増進に関すること
③前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること

使用料 令和元年10月1日施行

区分	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで	冷暖房使用料 (1時間当たり)
集団検診室	890 円	1,220 円	1,670 円	210 円
研修室	440 円	550 円	890 円	100 円
調理実習室	1,000 円	1,340 円	1,790 円	100 円
健康相談室	440 円	550 円	890 円	100 円
母子指導室	440 円	550 円	890 円	100 円
相談室	220 円	330 円	440 円	100 円
陶芸窯	320 円 (1時間当たり)			

(5) 八代市泉地域福祉センター（八代市泉町下岳 2974）（※指定管理者制度導入・H18年度～）

開 館 平成6年4月1日
敷地面積 10519.73 m²（泉憩いの家と共有）

工 期 着工 平成 5 年 8 月 2 日 竣工 平成 6 年 1 月 31 日
(工期増築分) 着工 平成 16 年 10 月 5 日 竣工 平成 17 年 3 月 10 日
建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積 1335.29 m²
施設内容 デイサービス部門
事務室、相談室及び介護教室、日常動作訓練室、老人休憩室、食堂、厨房、
玄関廊下、特浴室、大浴場、小浴場、機械室、更衣室、倉庫、便所
居住部門
居室、生活援助員室、洗濯室、談話コーナー、玄関廊下
ヘルパーステーション他
ヘルパーステーション、事務室、相談室、展示室、玄関廊下

工事費 440,298 千円
財源内訳 国庫支出金 43,460 千円 }
県支出金 21,730 千円 } 泉憩いの家分を含む
地方債 224,500 千円 }
基金等 142,000 千円 }
一般財源 8,608 千円 }

増築工事費 29,591 千円
増築財源内訳 県補助金 19,892 千円 }
地方債 9,100 千円 } 居住部門増築分
一般財源 599 千円 }

事業 ①介護保険法に規定する通所介護に関すること
②介護保険法に規定する第 1 号通所事業に関すること
③居住部門事業に関すること
④一般入浴事業に関すること

使用料 令和 5 年 4 月 1 日施行

区 分		金 額	
浴 場	市内	大人 (中学生以上)	100 円
		子供 (小学生以下)	50 円
	市外	大人 (中学生以上)	210 円
		子供 (小学生以下)	100 円
居住設備	収入区分別使用料 (利用者 1 人につき 1 月ごとに基本使用 料に加算)	1,200,000 円以下	0 円
		1,200,001 円以上 1,300,000 円以下	4,000 円
		1,300,001 円以上 1,400,000 円以下	7,000 円
		1,400,001 円以上 1,500,000 円以下	10,000 円
		1,500,001 円以上 1,600,000 円以下	13,000 円
		1,600,001 円以上 1,700,000 円以下	16,000 円
		1,700,001 円以上 1,800,000 円以下	19,000 円
		1,800,001 円以上 1,900,000 円以下	22,000 円
		1,900,001 円以上 2,000,000 円以下	25,000 円
		2,000,000 円以上	30,000 円

備考 居住設備の利用者は、この表に定める使用料のほか、光熱水費の実費に相当する額を負担しなければならない。

(6) 八代市柿迫生きがいセンター (八代市泉町柿迫 5157-2) (※指定管理者制度導入・H18年度～)

開館 平成15年4月1日
敷地面積 1291.30 m²
工期 着工 平成14年10月9日 竣工 平成15年3月4日
建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積 267.35 m²
施設内容 世代間交流室、浴室、サウナ、脱衣室、食堂、調理室、ボイラー室、食品庫、休憩室、集会室、健康増進室、便所、廊下
工事費 40,804 千円
財源内訳 国庫支出金 26,101 千円
地方債 12,900 千円
一般財源 1,803 千円
事業 ①市民の福祉保健活動の推進に関する事
②市民の健康管理及び健康保持増進に関する事
③高齢者の福祉保健の増進に関する事
④障がい者(障がいのある児童を含む。以下同じ。)の福祉の増進に関する事
⑤母子、父子及び寡婦並びに児童の福祉の増進に関する事
⑥前各号に定めるもののほか、市民の福祉保健の増進及び社会参加の促進のために必要と認める事項に関する事

使用料 令和元年10月1日施行

区 分		使用料	備 考	
施設利用料 (団体のみ)	65歳以上 (障がい者を含む)	無 料	市外居住者の 使用料は 2倍とする	
	一 般	10人未満		1人当たり100円
		10人以上		1,060円
入浴利用料	65歳以上 (障がい者を含む)	100円		
	一 般 (中学生以上65歳未満)	210円		

(7) 八代市泉憩いの家 (八代市泉町下岳 2974) (※指定管理者制度導入・H18年度～)

開館 平成6年4月1日
敷地面積 10519.73 m² (泉地域福祉センターと共有)
工期 着工 平成5年8月2日 竣工 平成6年1月31日
建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積 215.99 m²
施設内容 和室、ステージ、広縁、給湯室、控え室、倉庫、玄関、廊下、便所
工事費 440,298 千円
財源内訳 国庫支出金 43,460 千円
県支出金 21,730 千円
地方債 224,500 千円
基金等 142,000 千円
一般財源 8,608 千円
事業 ①各種集會に場所を提供すること
②身上、健康等の各種相談に応ずること
③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること
④娯楽、レクリエーションを行うこと
使用料 無料

泉地域福祉センター分を含む

(8) 八代市五家荘憩いの家 (八代市泉町椎原又 1-1) *休止中

開館 平成12年4月1日
敷地面積 3717.34 m² (五家荘デイサービスセンターと共有)

工 期	着工 平成 11 年 6 月 19 日	竣工 平成 11 年 9 月 30 日
建物の構造	軽量鉄骨造平屋建鉄板葺	
延床面積	308.05 m ²	
施設内容	給湯室、和室、技術室、事務室、更衣室、倉庫、便所、玄関、廊下	
工事費	35,968 千円	
財源内訳	県補助金 14,630 千円	地方債 16,400 千円 一般財源 4,938 千円
事業	①各種集会に場所を提供すること ②身上、健康等の各種相談に応ずること ③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること ④娯楽、レクリエーションを行うこと	
使用料	無料	

(9) 八代市五家荘デイサービスセンター (八代市泉町椎原又 1-1)
(※指定管理者制度導入・H19 年度～)

開 館	平成 12 年 4 月 1 日	
敷地面積	3,717.34 m ² (五家荘憩いの家と共有)	
工 期	着工 平成 10 年 8 月 8 日	竣工 平成 11 年 2 月 15 日
建物の構造	鉄骨造平屋建	
延床面積	360.24 m ²	
施設内容	事務室、教育室、相談室、訓練室、食堂、休憩室、厨房、脱衣室、浴室、機械ボイラー室、倉庫、備品庫、更衣室、便所、玄関、廊下	
工事費	149,610 千円	
財源内訳	県補助金 28,970 千円	地方債 53,500 千円 基金等 20,000 千円 一般財源 47,140 千円
事業	①介護保険法に規定する通所介護に関すること ②介護保険法に規定する第 1 号通所事業に関すること	
使用料	介護保険法等に定める額	

7 健康福祉施設

(1) 八代市保健センター (八代市高下西町 1726-5)

工 期	着工 平成 2 年 6 月 25 日	竣工 平成 3 年 3 月 28 日
敷地面積	6,087.06 m ²	
建 物	鉄筋コンクリート 2 階建 845.55 m ²	
延床面積	1,344.14 m ²	
主な施設	1 階 (事務室、集団検診室 (大・小)、歯科指導室、会議室、健康相談室) 2 階 (栄養指導室、保健指導室 (和室)、保健指導室 (大・小))	
総 工 費	612,974 千円	内訳：工事費 453,834 千円 土地購入費 122,364 千円 等

(2) 八代市鏡保健センター (八代市鏡町大字内田 453-1)

工 期	着工 平成 6 年 7 月 20 日	竣工 平成 7 年 3 月 17 日
敷地面積	11,826.755 m ²	
建 物	鉄筋コンクリート造 2 階建・一部鉄骨造 建築面積 587.755 m ²	
延べ床面積	1,066.293 m ²	
主な施設	1 階 (事務室、集団検診室、栄養指導室、保健指導室 (和室)) 2 階 (多目的ホール、研修室 (大)、研修室 (中))	
総 工 費	(全体) 315,881 千円	
	(内訳)	新築工事費 301,790 千円
		付帯工事費 3,605 千円
		設計委託費 5,336 千円 (H5 年度実施)
		工事・監理委託費 5,150 千円

(3) 八代市千丁健康温泉センター (八代市千丁町新牟田 1433)

開館 平成8年4月1日
敷地面積 4,409 m² (八代市公民館と共有)
工期 着工 平成6年10月13日 竣工 平成8年2月23日
建物の構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建
延床面積 2183.946 m² (八代市公民館と共有)
施設内容 浴室、休憩室、2階和室(もくせい、きく)、
展示ギャラリー等
工事費 2,451,192千円(全体)
財源内訳 地方債 1,727,400千円 基金 611,110千円
一般財源 112,682千円
事業 ①入浴、休憩及び健康づくりの場の提供に関する事
②前号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業
使用料 令和元年10月1日施行

区 分		使用料	回数券(12枚)
大人	中学生以上	420円	4,200円
	65歳以上及び障がい者等	320円	3,200円
子供	4歳以上小学生以下	320円	3,200円
	3歳以下	無料	

※(1)八代市保健センター及び(2)八代市鏡保健センターの事業内容と令和4年度実績については244ページ参照

事業名	事業内容		令和4年度 利用人数(実施数)
1. 高齢者医療確保法に基づく保健事業	※健康診査	特定健康診査 *	7,120人
		高齢者健診 (医科健診)	2,358人
		高齢者健診 (歯科健診)	59人
		特定保健指導事業(初回面接実施者数)	
2. 健康増進事業	健康診査	基本健診	28人
		肺がん検診	6,929人
		大腸がん検診 *	5,889人
		胃がん検診	2,949人
		腹部超音波検診 *	6,570人
		乳がん検診	4,259人
		子宮頸がん検診	3,750人
		前立腺がん検診	310人
		歯周病検診	131人
		肝炎ウイルス検診 (個別勧奨)	(40歳のみ) 198人
	ヤング健診	基本健診及び歯周病検診	(基本健診のみ) 347人
		腹部超音波検診	287人
		乳がん検診 (超音波検査)	177人
		子宮頸がん検診	160人
	健康教育	集団健康教育	335人 (17回)
	健康相談	重点健康相談	825人(391回)
総合健康相談		167人(32回)	
訪問指導		43人	
	39歳以下及び65歳以上の教育・相談・訪問		延4,889人
3. 食生活改善推進事業	※食生活改善推進員が開催した教室への参加者数及び実施回数		2,133人(519回)
4. 結核検診事業			6,636人
5. 精神保健事業 (相談・訪問・講演会)			440人(120回)
6. 歯科保健事業	歯科健康教育		1,516人 (88回)
	心身障害児 (者) 歯科健康教育		23人(3回)
	歯の祭典		476人
	2歳児歯科健診		662人
	バースデー予防歯科 (1歳児フッ化物歯面塗布)		478人(24回)
	フッ化物洗口実施園		39園
	フッ化物洗口実施小中学校		36校
7. 母子保健事業	健康診査	4ヶ月児健診	685人(43回)
		7ヶ月児健診	692人(41回)
		1歳6ヶ月児健診	795人(40回)
		3歳児健診	882人(40回)
		妊婦健康診査	1,115人(延8,617人)
		妊婦歯科健診	358人
		産婦健診	608人
	教育・相談	母子健康手帳交付	699人
		こども発達相談	110組(36回)
		ウエルカムベビー教室 (両親学級)	127人
	すまいる広場 (離乳食教室)	46人	
	個別相談 (電話相談含む)	4,069人	
	訪問指導	1,835人	
8. 予防接種事業	定期予防接種	三種混合	0人
		四種混合	2,711人
		二種混合	667人
		不活化ポリオ	1人
		日本脳炎	3,990人
		麻しん・風しん・MR	1,624人
		B C G	660人
		水痘	1,323人
		子宮頸がん	1,923人
		ヒブ	2,706人
		小児用肺炎球菌	2,702人
		B型肝炎	1,975人
		ロタ	1,384件
		インフルエンザ (高齢者)	26,054人
高齢者の肺炎球菌	1,728人		
	風しんの追加的対策事業 (H31~R6年度)	181人(抗体検査699人)	
9. 不妊治療費助成事業	特定不妊治療(R4年4月~生殖補助医療)		39人(延50件)
	一般不妊治療		30人(延31件)

※「1. 高齢者医療確保法に基づく保健事業」特定健診利用人数は、受診者総数であり、法定報告対象者数とは異なる。

* 国保人間ドック受診者を含む受診者総数である。

8 医療機関

(1) 経営別医療機関

(令和5年4月1日現在)

	公営・公的	法人	個人	計	病床数 (床)	
病院	2	9	0	11	(内訳)	775
					精神	0
					結核	4
					感染症	520
					療養	1,022
					その他	
医院 (診療所)	3	83	32	118		373
歯科医院 (診療所)	1	22	39	62		0
計	6	114	71	191		2,694

(2) 診療科別医療機関

診療科別医療機関	内科	心療内科	精神科	神経科	神経内科	呼吸器科	消化器科
機関数	95	4	8	3	5	15	9
診療科別医療機関	胃腸科	循環器科	アレルギー科	リウマチ科	小児科	外科	整形外科
機関数	18	17	7	8	20	27	22
診療科別医療機関	形成外科	美容外科	脳神経外科	呼吸器外科	心臓血管外科	小児外科	性病科
機関数	2	0	6	2	2	2	0
診療科別医療機関	こう門科	皮膚泌尿器科	皮膚科	泌尿器科	産婦人科	産科	婦人科
機関数	5	0	12	6	2	3	4
診療科別医療機関	眼科	耳鼻いんこう科	気管食道科	リハビリテーション科	放射線科	歯科	矯正歯科
機関数	8	5	2	24	15	61	21
診療科別医療機関	小児歯科	歯口腔外科	麻酔科				
機関数	36	18	7				

(3) 救急告示医療機関

種別	総数	外科	内科
病院	2	2	2
診療所	1	0	1
計	3	2	3

(4) 一次救急医療

① 休日当番医

診療内容 外科、内科・小児科

診療時間 日曜日・祝日、午前9時～午後5時

(5月3日～5日、12月31日～1月3日も診療)

委託料 6,476千円

② 夜間急患センター

八代市夜間急患センター（八代市医師会立病院内）

診療内容 総合診療、小児科

診療時間 月曜日～土曜日、午後7時～午後10時

(祝日、五月連休及び年末年始除く。小児科は日曜・祝日も診療。)

委託料 31,678千円

(5) 二次救急医療

病院群輪番制病院

熊本総合病院、熊本労災病院、八代北部地域医療センター

補助金 12,369千円

年末年始（12月31日～1月3日）

熊本総合病院、熊本労災病院、八代北部地域医療センター

補助金 2,308千円

(6) 救急歯科診療

① 休日救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 日曜日・祝日、午前10時～午後4時

補助金 584千円

② 五月連休・年末年始救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 5月3日～5日、午前10時～午後4時

12月30日～1月3日、午前10時～午後4時

委託料 440千円

9 国民健康保険事業

事業開始	昭和29年1月1日（一部実施） 昭和31年8月1日（全面実施）
被保険者数	29,856人（令和5年3月末日現在）
加入世帯数	19,073世帯（ ” ” ）

(1) 保険給付

①給付割合

種別	年齢等の区分	割合
一般	義務教育就学前	8割
	就学後～69歳	7割
	70歳以上	8割
	70歳以上(現役並み所得者)	7割

②高額療養費

ア 70歳未満の場合、同じ月内に、同じ医療機関（入院・外来は別計算）で支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区分	自己負担限度額	
年間所得901万円超	$252,600円 + (\text{かかった医療費} - 842,000円) \times 1\%$	[140,100円] ※
年間所得600万円超	$167,400円 + (\text{かかった医療費} - 558,000円) \times 1\%$	[93,000円] ※
年間所得210万円超	$80,100円 + (\text{かかった医療費} - 267,000円) \times 1\%$	[44,400円] ※
年間所得210万円以下	57,600円	[44,400円] ※
住民税非課税世帯	35,400円	[24,600円] ※

※ [] 内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

イ 70歳以上の場合、外来の自己負担限度額を個人単位で適用した後、入院も含めた自己負担限度額を世帯単位で適用する。同じ月内に支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区分	外来の限度額	入院及び世帯の限度額
課税所得690万以上	$252,600円 + (\text{かかった医療費} - 842,000円) \times 1\%$	[140,100円] ※
課税所得380万以上	$167,400円 + (\text{かかった医療費} - 558,000円) \times 1\%$	[93,000円] ※
課税所得145万以上	$80,100円 + (\text{かかった医療費} - 267,000円) \times 1\%$	[44,400円] ※
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [44,400円] ※
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※ [] 内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

ウ 世帯合算

70歳未満の場合、1つの世帯で同じ月内に、個人毎、医療機関毎、入院・外来毎に合計した医療費の自己負担額が 21,000円以上のものを合算して、合計でアの自己負担限度額を超えた額を支給。

70歳以上の場合、1つの世帯で同じ月内に、すべての医療費の自己負担額を合算し、イの自己負担限度額を超えた額を支給。（70歳未満のように 21,000円以上という合算対象額はない。）

エ 特定疾病の長期療養

血友病、人工透析の必要な慢性腎不全及び後天性免疫不全症候群の場合、一カ月10,000円（70歳未満の人工透析が必要な上位所得者は20,000円）を自己負担すると、超える額は国保より医療機関へ支払われる。

③高額医療・高額介護合算制度（平成20年4月1日から）

「高額療養費（医療保険）」と「高額介護サービス費（介護保険）」の自己負担額の1年間の支払いが下記の算定基準額に500円を加えた額を上回る場合、超えた額を支給。

算定基準額：毎年8月1日～翌年7月31日までの12カ月

所得区分	70歳～74歳	所得区分	70歳未満
課税所得690万以上	212万円	年間所得901万円超	212万円
課税所得380万以上	141万円	年間所得600万円超	141万円
課税所得145万以上	67万円	年間所得210万円超	67万円
一般	56万円	年間所得210万円以下	60万円
低所得者Ⅱ	31万円	住民税非課税世帯	34万円
低所得者Ⅰ	19万円		

④その他

ア 出産育児一時金の支給 出産時1人につき488,000円(500,000円)

※産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合は50万円の支給

イ 葬祭費の支給 死亡1人につき 20,000円

(2) 保険税

①基礎課税

所得割	所得割率 10.6/100	
均等割	被保険者1人につき	29,600円
平等割	1世帯につき	22,000円
その他	課税限度額	650,000円

②後期高齢者支援金（等）課税

所得割	所得割率 3.3/100	
均等割	被保険者1人につき	9,300円
平等割	1世帯につき	6,900円
その他	課税限度額	220,000円

③介護納付金課税（40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者）

所得割	所得割率 2.7/100	
均等割	被保険者1人につき	14,900円
その他	課税限度額	170,000円

※国民健康保険税の軽減措置

- a 世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」「平等割額」が7割、5割、2割軽減される。
- b 健保組合や船員保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者は、激変緩和の観点から、「所得割額」は課されず、資格取得から2年間に限り、均等割額が5割軽減される。また、旧被扶養者のみで構成される世帯の場合は、平等割額も5割軽減される。
- c 国民健康保険加入の世帯員が後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険加入者が1人となった世帯は、平等割額を5年間は2分の1を減額し、その後3年間は4分の1を減額する。（ただし、世帯内の国保加入者が2人以上になった場合や世帯主を変更した場合は適用されない。）
- d 非自発的失業（離職）により国民健康保険へ加入する人の保険税について、失業（離職）から一定の期間（離職日の翌日から翌年度末までの期間）、前年の給与所得を30%として算定して賦課することにより軽減する。ただし、世帯に属する他の被保険者の所得は通常の額を用いる
- e 令和4年度から、国民健康保険へ加入する未就学児の保険税のうち「均等割」が5割軽減される。

(3) 医療費の推移（実績）

		年 度		H29	H30	R1	R2	R3
一 般	被 保 険 者 数	(人)	35,636	34,478	33,393	32,647	31,773	
	医 療 費 総 額	(千円)	13,996,497	13,802,756	13,866,437	13,405,592	13,465,375	
	医 療 費 一人当たりの額	(円)	392,763	400,335	415,250	410,622	423,799	
	受 診 率	(%)	1,760	1,785	1,821	1,761	1,857	
	高 額 療 養 費 支 給 額	(千円)	1,515,731	1,564,372	1,605,764	1,561,614	1,551,232	
退 職 者	被 保 険 者 数	(人)	472	180	43	0	0	
	医 療 費 総 額	(千円)	195,405	88,603	14,019	0	0	
	医 療 費 一人当たりの額	(円)	413,994	492,240	326,028	0	0	
	受 診 率	(%)	2,056	2,247	2,474	0	0	
	高 額 療 養 費 支 給 額	(千円)	27,496	12,038	1,155	0	0	

(4) 事業運営年度推移 (実績)

(金額単位: 財政状況・千円、その他・円)

年度		H29	H30	R1	R2	R3		
項目								
被保険者数(人)		36,108	34,658	33,436	32,647	31,773		
加入世帯数(世帯)		21,162	20,642	20,218	20,002	19,670		
加入率	対人口比(%)	27.98	27.07	26.36	26.01	25.59		
	対世帯比(%)	38.01	36.83	35.85	35.26	34.59		
賦 課	基礎 税 率	所得割	9.6/100	10.6/100	10.6/100	10.6/100	10.6/100	
		均等割	24,800	29,600	29,600	29,600	29,600	
		平等割	19,200	22,000	22,000	22,000	22,000	
	後期 等	所得割	3.9/100	3.3/100	3.3/100	3.3/100	3.3/100	
		均等割	6,200	9,300	9,300	9,300	9,300	
		平等割	4,800	6,900	6,900	6,900	6,900	
	介護	所得割	2.9/100	2.7/100	2.7/100	2.7/100	2.7/100	
		均等割	8,000	14,900	14,900	14,900	14,900	
		平等割	5,700	-	-	-	-	
一人当たりの調定額 (現年度分)		93,706	104,821	105,132	106,250	107,379		
一世帯当たりの調定額 (現年度分)		159,887	175,994	173,864	173,420	173,450		
課税総数(人)		41,688	40,401	38,850	37,706	35,600		
課税限度額		基礎	540,000	基礎	580,000	基礎	610,000	
		後期	190,000	後期	190,000	後期	190,000	
		介護	160,000	介護	160,000	介護	160,000	
課税限度額を超える世帯		981	1,002	841	806	773		
課税軽減世帯		15,187	15,006	14,697	14,246	13,263		
財 政 状 況	歳 入	保険税	(3,157,805)	(3,389,751)	(3,292,848)	(3,267,499)	(3,235,513)	
		国庫支出金	3,288,093	3,513,081	3,425,742	3,424,489	3,369,531	
		県支出金	5,272,168	0	3,358	13,879	6,834	
		療養給付費交付金	943,366	12,123,399	12,150,373	11,778,872	11,789,752	
		療養給付費交付金	246,159	0	0	0	0	
		前期高齢者交付金	4,261,730	0	0	0	0	
		共同事業交付金	4,843,772	0	0	0	0	
		一般会計繰入金	1,371,488	1,544,886	1,494,795	1,492,548	1,471,082	
		基金繰入金	0	0	0	0	0	
		繰越金	0	0	0	0	322,365	
	その他の収入	42,069	25,770	71,511	64,985	71,691		
	歳入合計	20,268,845	17,207,136	17,145,779	16,774,773	17,031,255		
	歳 出	総務費	210,125	206,253	198,196	191,041	184,519	
		保険 給 付 費	療養諸費	10,382,277	10,123,125	10,152,603	9,873,906	9,934,982
			審査支払手数料	33,831	32,564	30,934	30,846	31,609
			高額療養費	1,547,848	1,578,291	1,611,071	1,563,232	1,553,866
			出産育児一時金	59,430	45,279	42,295	46,739	37,716
			葬祭費	5,430	4,000	4,180	3,760	3,300
		小計	12,028,816	11,783,259	11,841,083	11,518,483	11,561,473	
国民健康保険事業費納付金		0	4,783,944	4,575,830	4,556,313	4,440,043		
後期高齢者支援金		1,981,697	0	0	0	0		
前期高齢者納付金		7,266	0	0	0	0		
老人保健拠出金	43	0	0	0	0			
介護納付金	798,702	0	0	0	0			
共同事業拠出金	4,935,518	787	794	806	798			
保健事業費	133,772	135,672	138,472	112,607	130,886			
基金等積立金	0	0	0	0	0			
その他の支出	570,108	722,078	443,171	73,157	23,193			
歳出合計	20,666,047	17,631,993	17,197,546	16,452,407	16,340,912			

※税額中()内の額は現年課税分で、下段の額の再掲。